

1. 議事日程（令和8年第2回北広島町議会定例会）

令和8年6月12日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

伊 藤 立 真	これからの農業施策対応を問う
石 坪 隆 雄	① 人口減少時代における集落維持と農業政策について伺う ② 消防署組織の再編成について伺う
泉 田 暁 彦	消防署の再編を問う
伊 藤 淳	豊平と大朝の消防出張所の再編について
佐々木 正 之	災害に強いまちづくりと防災について Part 2
亀 岡 純 一	森林資産を守り活かす方策について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 宮 本 裕 之	3 番 坂 本 伸 次
4 番 石 坪 隆 雄	5 番 佐々木 正 之	6 番 伊 藤 淳
7 番 中 村 忍	8 番 沼 田 真 路	9 番 伊 藤 立 真
10 番 泉 田 暁 彦	11 番 敷 本 弘 美	12 番 湊 俊 文

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 増 田 隆
芸北支所長 村 竹 明 治	大朝支所長 福 田 透 江	豊平支所長 上 田 久美子
危機管理課長 辰 川 勝 則	総務課長 中 川 克 也	財政政策課長 国 吉 孝 治
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 田 中 淳 之	税務課長 浅 香 潤 観
町民保健課長 門 出 暁 子	福祉課長 細 居 治	こども家庭課長 芥 川 智 成
環境生活課長 出 廣 美 穂	農林課長 宮 地 弥 樹	農地整備課長 門 出 泰 典
商工観光課長 大 本 賢 一 郎	建設課長 藤 井 尚 志	消 防 長 笠 道 宏 和
教育課長 植 田 伸 二	会計管理者 大 畑 紹 子	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克 江

議会事務局専門員 大 内 由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。昨日と同じく本議会において服装をクールビズにしておりますので、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付しておりますとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者はマイクを正面に向けて簡潔に行ってください。9番、伊藤立真議員の発言を許します。

○9番（伊藤立真） おはようございます。9番、伊藤立真です。今月開催された消防出張所再編に係る住民説明会に参加をいたしました。2日の大朝会場、9日の豊平会場合わせて300人を超える住民の方が参加され、説明に対して様々な思いや意見を声に出されておりました。町が抱える多種多様な課題に対して、住民、行政、もちろん議会もしっかりと取り組んでいかなくちゃいけない。そんな思い改めて強くしたところです。さて、今日はさきに通告しておりますとおり、大きな課題の一つであります農業関連について、「これからの農業施策対応を問う」として質問をしてみたいです。国の安全保障の要である食料自給率、これを見ますと、令和6年度の数値で1人当たりの各都道府県熱量を分子、1日当たりの供給熱量を分母とするカロリーベースで38%、各都道府県の食料生産額、これを分子として食料消費仕向額を分母とする生産額ベースで64%という数字が出ております。広島県では、令和5年度になりますが、カロリーベースで23%、生産額ベースでも42%ということで全国数値を下回る状況になっております。町内主要産業の一次産業、特に稲作、畜産、野菜生産、この辺りにおいては県内自給率から見てもまだまだ伸び代がある、そんなふうに私は思っております。一昨年からの令和の米騒動、玄米価格上昇は生産農家にとってはある意味朗報だった。しかし世界の情勢不安もあって生産コストは上がる一方で、米消費の伸び悩みが懸念され、今年産においては米価の下落が見込まれるなど厳しい状況に翻弄されているのが現実です。今回の一般質問では、今年の4月に全面施行となった食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活

動の促進及び食料品等の取引の最適化に関する法律、いわゆる食料システム法に関連することや、農林水産省が4月21日に示した来年度からの水田活用の直接支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の見直しの概要、さらには新年度から新設された農地整備課の業務に関連する事項について質問を進めてまいります。まず、今年の4月に全面施行となった食料システム法の概要についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず、食料システム法の概要でございますけども、この食料システム法とは、資材費、人件費などの食料の持続的な供給に必要な合理的な費用を価格に適切に反映させつつ、食品産業全体の持続的な発展と公正な取引を図るための法律でありまして、合理的な費用を考慮した価格形成と、食品産業の持続的な発展が2本の柱となっております。まず、この合理的な費用を考慮した価格形成とはでございますけれども、資材費、人件費、エネルギー費など持続的供給に必要なコストを踏まえた価格交渉を促すことでありまして、価格転嫁を妨げる不公正な取引の是正を行うことを目的としております。もう一つの食品産業の持続的な発展とは、省エネ、環境負荷低減、安定調達、付加価値向上などの取組を後押しいたしまして、食料システム全体の持続可能性を高めることを目的としております。指定品目につきましては、米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳、これにつきましては成分調整牛乳を除くものとなっております。事業者には課される主な努力義務といたしまして、取引相手から合理的な費用を考慮した条件の見直しの申出があった場合につきましては、誠実に協議に応じるよう努めることや、持続的供給に資する提案があった場合につきましては、必要な検討、協力を行うよう努めることとされているものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今説明をいただきました、概要についてですね。さて、このことが本町の農業にとってどのような影響をもたらすと考えますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 食料システム法では、飲食料品全般の取引で原材料費やエネルギー費など、持続的な供給に要する費用を踏まえた条件見直しを取引先に申し出た場合につきましては、相手方は誠実に協議するよう努めることが求められております。このことによりまして農業者側のコスト上昇を価格に反映しやすくなることが考えられます。町内におきましては米生産農家の多くが農協でありますとか米の卸業者への出荷販売を行っております。この食料システム法は農協の概算金の仕組みを細かく規定しているわけではございませんけれども、米の流通に関わります事業者には合理的な費用を反映した価格形成が求められることが想定されます。今後、取引先との価格交渉など対応するため、書面の整備でありますとかコスト計算、それから説明資料作成など事務負担が増えることが考えられることがございますので、小規模農家でありますとか高齢農家におかれましては負担が大きくなると考えられます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今どんな影響があるかということをやっと説明いただきまして、なかなか、価格のことに関することなので、小規模農家あるいは高齢農家には負担が大きくなるんじゃないかということでした。食料安全保障の確保を守る観点から、新たにこの食料システム法が制定されたということが農林水産省のパンフレットに示されております。先ほど概要について説明いただいた内容とかぶるのでちょっと整理をしていきたいんですけども、2つの柱があって、

1つは、合理的な費用を考慮した価格形成の実現、これはコストを下回る価格での取引を抑止するとしています。もう一つは、国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援を掲げ、併せて消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現するというふうにしております。合理的な費用を考慮した価格形成の実現については、取引の適正化に係る努力義務が課せられるとあり、事業者の行動規範、これは判断基準になりますけども、省令で規定されており、農林水産大臣が食品等取引実態調査を実施して、必要に応じて指導、助言または勧告、公表するとしており、不公正な取引方法に該当する場合は公正取引委員会に通知するともしています。これに該当する品目も先ほど説明にありました米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳を指定しており、コスト指標の作成、公表と、消費者への情報提供をするともしています。ここが生産者の方にとって一番のポイントで、要は、生産、流通コストの指標を活用して適正価格での取引を行うこと。これが一番のポイントになろうかと思います。そこで、今年3月18日付の農業共済新聞によりますと、米穀安定供給確保支援機構、これが3月時点での暫定的な指標として発表した、利潤を含まない生産段階のコスト、これが玄米60キロ当たり2万437円、税込です。集荷、卸売、小売、このコストを加えた額は60キロ当たり3万355円。精米5キロ当たりの換算コスト指標は2811円と掲載をしております。30キロ当たり流通コストを含めた価格で1万5000円ちょっとということになります。本町における生産流通コストの指標となるコスト、これは一体幾らぐらいになるかお考えを伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 米のコスト指標につきましては、食料システム法に基づくコスト指標作成団体といたしまして公益社団法人米穀安定供給確保支援機構が作成することになっております。令和8年の4月、この4月でございますけども、同団体が米の生産段階の指標につきまして公表しておりまして、作付規模1ヘクタールから3ヘクタール未満の生産費を代表的な作付規模として算定いたしまして、玄米60キロ当たり2万535円となっております状況でございます。生産から小売までの4段階のコスト指標の合計につきましては、玄米1キログラムで506.9円、それから精米5キログラムに換算いたしますと、5キロ2816円ということが公表されておりますのでございます。本町におきます生産段階でのコスト指標につきましては、農家の経営規模や、あるいは営農形態により異なることから算出はしておりません。また、生産段階でのコスト指標につきましては生産農家と集荷業者等の取引価格を考慮する際に用いる指標でありまして、町として示すことは適切でないと考えているところでございます。しかしながら中山間地域の農業につきましては、平野部と比較いたしましてコストの増となることから、今後作成されます生産段階のコスト指標につきましては、中山間地域農業の実態を反映した指標になることが望ましいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） もうちょっとかみ砕いていくと、玄米の価格、これは農家の収益を考慮していない数値なので、流通コストを含めて3万円ちょっと、30キロ当たりで1万5000円ぐらいかかってて、農家の出荷価格というのが1万円前後という指標が出てるとということなんです。米騒動が起こる前の玄米価格を見てみると、6500円とか7000円とかそういった価格帯で取引をされていたのが実態です。どういうことかということ、その時点で幾ら物価高騰で肥料とか農薬が高くなったとはいえ、農家自身の米生産に係るコスト、これは赤字になって

たというふうなことになるかと思えます。こういうことがやっぱり農業の生産意欲とか、そういったものに決していい影響を与えてはいなかったというふうに読み取れます。こういったことを是正するためのこの食料システム法の制定ということにつながってきてるんだというふうに私は考えています。この合理的な費用を考慮した価格形成の実現、これにおける取引の適正化について行政が取り組むべきこと。これは何か、これをお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この合理的な費用を考慮した価格形成を実現するためには食料システム法の趣旨を生産者、それから集荷事業者、卸売事業者、小売事業者が正しく理解いたしまして、持続的供給に必要なコストを踏まえた価格によります取引が安定して行われることが必要であるというふうに考えております。町といたしましては集荷業者等によります購入価格を注視しながら、農業者がコストを意識した生産活動ができるよう、県、農協その他関係機関とも連携しながら経営支援等を行っていくことが必要というふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 町として注視することしかできないんですね。これシステム法自体が罰則規定がないんですよね。そういったところから、もっともっと国がシステムの正しい運用に関与してくれればなというふうな思いも私持ってます。今の説明の中で、消費者の方にも正しく理解いただきたいという言葉がありましたけども、この消費者の理解を得るために町としてどういったことができるか。その考えがあればお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 令和7年産米につきましては、先ほどお話がありましたように、いわゆる令和の米騒動と言われるほど米不足が発生した関係がございまして、農協でありますとか集荷業者が農家から購入する米価が高騰しました。一方、これも先ほど言われましたけども、令和8年産米につきましては、前年度と比較しまして価格が低下することが言われております。食料システム法に基づきますコスト指標が示されたことによりまして、どの程度の価格、8年産米につきまして、現段階でどの程度の価格になるかにつきましては現時点では分からない状況でございます。また、このコスト指標に利潤を乗せた小売店での米の販売価格がどのように推移するのかもまだまだ不透明な状況でございます。消費者が価格に納得して食料品を購入できるように法律の趣旨、価格決定の仕組みについて、消費者のほうにも理解を深めていくことが必要というふうに考えております。この消費者の情報提供につきましては、指標作成団体があります、米につきましては公益社団法人米穀安定供給確保支援機構が行うこととなっておりますけども、町としましては、より広く周知を図ることが必要と考えておりますので、広報紙などを活用いたしまして情報提供を行っていくことが必要ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 広報紙など活用して情報提供を行っていくことが必要ということで、北広島町ではお米グランプリであるとか米フェスというものを開催をして、消費者の方に北広島町の米のおいしさであるとか、そういったものをPRする場がありますよね。こういったことを含めて、消費者の方においしい米を作るのにこれだけコストがかかるよって、だからこんなにおいしいお米でできてるんですよということも含めてですね、しっかり伝えていただく努力ももっともとしていかなくちゃいけないのかなというふうなことも思えます。この食料システム法

等々について、なかなか周知自体も進んでないような気もするんですけども、これらのことについて質問とか相談、こういったものがあればですね、一時的に町の農林課のほうに問合せをしていただいても大丈夫なんではないでしょうか。その辺伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） その辺につきましては、まだまだ我々のほうもまだ勉強不足のところがございますけども、これからやはり概算金ということが、農家さんのほうも非常に興味持ってくる中でございますので、その辺につきましては、この食料システム法ではこういったことになっておりますし、コスト計算ではこういうふうになっておりますということにつきましては、農家さんの問合せがありましたら、その辺につきましては説明していきたいと思っております。価格の決定につきましては町がどうこうすることはできませんけれども、そういった情報提供、今後につきましてはコストをいかに下げていくとか、そういったところの視点が大切ですよというところにつきましては、農林課のほうでも説明していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） そうですね、生産農家にとっていろんな情報を的確に伝えていただくというのも行政の業務だと思います。しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。さて、農林水産省は今年の4月21日に2027年度、来年度からの水田活用の直接支払交付金の見直しというものを示しています。5月中には取りまとめて、政府は6月に閣議決定する経済財政運営との改革の基本方針、骨太方針に反映させる方針というふうに報道されておりました。さて、この水田活用直接支払交付金、現段階で何がどのように見直しをされるのか。分かる範囲でお示してください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農林水産省におきましては、水田政策全体を令和9年度から抜本的に見直す方針を示しているところでございます。この見直しの背景でございますけども、農業者の減少によりまして米などの土地利用型作物につきましては、2030年には2020年の3分の1に当たります74万ヘクタールが耕作されない、耕作されなくなるおそれがあるというふうにされている状況でございます。このような状況を受けまして、農林水産省では生産性の向上による供給力強化を重視した施策が必要というふうに考えておるところを聞いたところでございます。現在報道されている主な改正点、まだ報道段階でございますので、詳細につきましては、まだまだ今からということになりますけども、まず、1つ目としましては、現在の作付に対する助成から、作物ごとの生産性の向上でありますとか、産地づくりをより重視した仕組みへの転換をいたしまして、10アール当たりの収量に応じた単価で面積に応じて支払う仕組みになるようなところを検討されておるところでございます。それから対象農地が今までは水田だけでございましたけども、田か畑か、また畑でもいいといいますか、そういった間わない制度になりまして、5年間の水張りルール、このものにつきましてはなくなるというふうなことが今報道等でされてる状況でございます。具体的な内容はまだまだ示されていませんけども、今後の国あるいは県からの情報を注視しながら、令和9年度の制度改正に向けて、農業関係者に情報提供を行いながら、円滑な移行に向けては図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） まだ報道されている段階の情報しかないということで、よく変わりますよね、

この制度。数年前に本当に水張りルールで大変バタバタしたという記憶も、ついこの間のことですよね。このように目まぐるしく制度が変わるということに本当に農家の方は翻弄されてるんだらうなというのがあるので、しっかり適切な情報、正しい情報を分かり次第伝えていただいたらというふうに強く思ってます。麦、大豆は畑作よりも収量が下がりやすい水田作の実情を考慮した支援単価を設定して、要はほ場整備が終わった田んぼで、畑作物と言われる麦とか大豆を作ったら収量が上がりにくいということなんですけど、これを都道府県別の反収を基準にするよというふうなことになるようなんです。これ従前と比較してどうなんだろうかね、いいのか悪いのか。その辺の感覚お持ちであればお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） なかなか難しい質問だと思います。基本的には従前より変わらない制度になることが望ましいと思っておりますけども、麦、大豆につきましては、それぞれの畑と、その作物のところで収量等を設定する。先ほど言われましたように都道府県ごとの収量を基準というふうになりますけども、じゃあ北広島町がどうなるのか、なかなか収量に対して、北広島町の現状で言いますと、なかなか基準単収に達していないところも多い状況の中で、そういった中でどういった形になるのかというところを注視しながらいきたいと思っておりますし、そういった施策になりますと、JAとか県とかの指導機関含みまして、どういった形で収量上げていくべきなのか。そういった対策はどうしていくべきか、そういうところも今後町の再生協議会中心になると思いますが、その辺のところでしっかり議論していきたいと思っております。直近の情報で言いますと、7月6日に国のほうから、中国四国農政局でございますけども、そちらのほうで説明会を行いますという情報が今入っているところでございます。農林課としても、その中で情報収集しながら、まだまだどの程度出るかというところはまだ分からない状況でございますけども、また金額につきましては、これから多分概算要求、それから本予算の中で決まってくるのではないかと考えておりますけれども、そうは言っても、年明けには各法人でありますとか農業者の皆さんも作付計画、その中でどういった交付金単価になるかによって、その作付面積も変わってくるということもございますので、早めに情報収集しながら、本町での産地交付金等の対応についてもしっかり考えていく必要があるという考えております。いずれにしても情報収集を積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 収量価格って難しいですよ。今、公に調べる仕組みがないんじゃないかなと思うんですね。細かくですね。県内どこの地域も。全体としては出ますけどね。個別の自治体とかという単位では今統計取れてないという状況だと思います。しっかりその辺は注視をしていただきたいというふうに思います。この変更の中で、WCSの稲、これが飼料作物に分類されるような方向というのも出ておりました。本町の耕畜連携にとってどのような影響が予想されるのか、考えがあれば併せてお伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） これはまだまだ不確定な状況ではございますけれども、加算部分といたしまして、耕畜連携の複数年契約結んだ部分について加算措置をするというようにところが示されているところでございます。その辺のところがありますと、また耕畜連携をどうしていくかいうところがありますので、その辺につきましては耕種農家さんと畜産農家さんとまたいろ

いる協議をする場が必要というふうになってきますので、それも早い時期に示してもらわないとなかなか間に合わないことがございますので、これにつきましてもしっかり情報収集しながら耕畜連携をどうしていくかにつきまして、しっかり各生産者、畜産農家と連携していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） WCSについては、町内の畜産農家の方本当に大変な思いをされている現状があるので、これもしっかり情報を集めていただいて、適切に運用というか、進んでいくようにしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。さて今度は、中山間地域等直接支払交付金、こっちのほうなんですけども、これも見直しが見されているようです。これもまだまだ情報が出てない部分があると思うんですけども、現段階で何がどのように見直しをされるのか。分かる範囲でご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この中山間地域直接支払交付金、日本型直接支払交付金全体でございすけども、この中山間の交付金につきましても、農林水産省におきましては令和9年度から制度の拡充をする方針が示されているといえますか、報道されている状況でございます。交付単価の見直しにつきましても検討されているような報道は出ておりますけども、具体的な金額等はまだ現段階では示されていない状況でございます。また、交付対象農地につきましては現時点で不利性を有する農地につきまして、地方公共団体が必要と認める場合につきましては対象農地に位置づける方針も示されています。急傾斜じゃなくても、一体的に町のほうが判断すれば、そこを対象にしてもいいというふうなところではないかなというふうに考えております。まだまだ様々な課題がございまして、検討されている状況のため、現時点でまだ確定的なことが分かっていない状況でございます。いずれにしてもこの中山間地域等直接支払交付金につきましては、本町のような中山間地農業を維持するためには必要な制度というふうに考えております。今後の国県からの情報収集しながら、令和9年度の制度改正につきまして農業関係者に情報提供を行いながら、円滑な移行も、こちらのほうも図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） そうですね。拡充を期待したいですね、これね、本当の意味で。本当に活用されている農業者の方本当に多いので、これの拡充というのは、かなり農業者にとって持続可能な農業のためにも必要な内容だと思います。しっかり注視をしていきたいというふうに思います。この情報の中で、協定農地の営農や共同活動の継続に先ほどありました地方公共団体が必要と認める場合に、交付金対象でない不利性を有する農地も集落協定の対象に位置づけるというふうな内容の報道もあったんですけども、これについてはどうお考えか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まだまだ不確定なところがございますけども、どこをどういうふうにということはまだ分からない状況でございますけども、例えば、今まで6期までは対象にならなかった傾斜が緩いところとありますとか、そういったところにつきまして一体的に管理ができるというふうになれば、地域全体での保全にはつながるというふうに思いますけども、まだまだ詳細が、じゃあ本当にそんなものなのか。もっと細かい条件が実はついたりではないか、その辺細かいところはまだ出てこないのだから分からない状況でございますけども、これも先ほど言いまし

た7月6日の国からの説明会の中に、一応メニュー的には入ってくるんじゃないかというふうに聞いておりますので、またその辺につきまして情報収集をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） まだまだ分からないことが多い中ですが、いや、先ほどあったように営農計画っていうのをぼちぼち考えていかなくてはいけないタイミングに入っているかと思えます。地方公共団体が必要と認める場合というのは、どういうふうな基準になるのか。町の中でも仕組みづくりをしていかなくちゃいけないということを考えますと、やっぱり早い取組が必要になってくるのかなというふうに思います。さて、今年度新たに農地整備課が北広島町に設置をされております。再ほ場整備等、町内農地整備に係る業務を担っていかれるということになっておりますが、その新しい課の業務の進捗について幾つか伺ってまいります。再ほ場整備事業については、3月の定例会で同僚議員も幾らか質問をされておりましたけれども、現段階における進捗状況について改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 農地整備課よりお答えいたします。この4月より、基盤整備は農地整備課、担い手については農林課と連携し、基盤整備と担い手をセットに再ほ場整備事業を進めております。芸北地域においては、亀山雲耕地区において、今年度4月に農林水産省中国四国農政局より農業競争力強化農地整備事業の実施計画等策定事業の採択を受け、現在、担い手となる農業経営体の育成や農地の集積、集約化、効率的な農業等の目標設定を計画した基盤整備関連経営体育成等促進計画書を事業主体の広島県が作成中で、今年度中に国へ申請し、採択になりますと、来年度に調査設計、令和10年度からは工事着手となります。奥原土橋地区においては事業区域等の調整中で、亀山雲耕地区の1年後に採択となるよう準備を進めております。千代田地域では、八重、壬生、南方地区の農業法人や営農集団、大型農家などと事業説明会を行い、広範囲の事業区域で取り組んでいただくよう、継続して説明、協議をしているところです。大朝・豊平地域においては、今後それぞれの地域で事業説明会を開催し、参加いただいた関心のある法人等を中心に、その地域のモデル地区となるよう、地元や担い手と継続して協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今進捗状況、現段階のですね、お知らせをいただきました。通告の質問にはありませんが、このほ場整備事業に関連してちょっと質問をさせていただきます。この再ほ場整備事業、以前は受益者負担割合、これが7.5%だったかなというふうに記憶をしております。これは高収益とか作業の効率化など、一定の条件、要件をクリアすれば受益者負担分が補助される。最終的には受益者負担がゼロになるよというふうな内容だったように記憶をしておりますが、現在の制度では受益者負担が0%になってるよというふうな説明を今定例会の全員協議会で受けました。これまでの制度との変更点、また現在のこの事業を行うための必要要件、これについて説明を求めます。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 現在、本町の条件に近い再ほ場整備の国庫補助事業は3種類ございます。通常のは場整備などの農地整備事業における中山間地域の受益者負担は7.5%ですが、再ほ場整備事業については、令和11年度までの農業構造転換集中対策期間中は、いずれも国

が受益者分7.5%を負担しておりますので、受益者は0%となっております。本町の再ほ場事業の推進の初年度、令和6年度は農地中間管理機構関連農地整備事業の一般型で進めておりましたが、これが採択要件の一つに、事業完了後5年以内に販売額20%以上の向上ということで、高収益作物に取り組むということがハードルとなっていました。令和6年度の途中に、保全管理コスト21%以上縮減が要件となる2つ目の補助事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の省力化型が追加されたため、この省力型に変更し昨年度までは取り組んでおりました。今年度より3つ目の補助事業、農業競争力強化農地整備事業の中山間地域型に受益者負担金0%が追加されたことと、採択要件の一部変更、緩和条件もあることから、この農業競争力強化農地整備事業の中山間地域型に変更して取り組んでおります。主な採択条件と変更点は7点ございまして、1つ目が受益面積は5ヘクタール以上で変更ありませんが、今年度より中山間地域型は過去ほ場整備未実施のほ場も対象となりました。2つ目の事業区域の土地の傾斜ですが、昨年までは中山間地域のくくりでございましたが、今年からは100分の1以上、100メートル行って1メートル上がる傾斜であればよろしいということになります。3つ目が事業完了後5年以内に、担い手への集積率が80%以上でしたが、5%上がって85%以上になります。4つ目の担い手への集約化率ですが、昨年度までは最終的に100%でしたが、今年度からは事業完了後5年以内に90%以上になっております。5つ目の事業区域の1団地の区画ですが、昨年度までは連担化された農地が全て50アール以上だったものが、今年からは1団地内で50アール以上が5分の3以上あればよろしいということになりました。6つ目が全ての農地へ農地中間管理権を15年以上設定が必要でしたが、この項目が削除され、なしとなっております。7つ目の費用対効果の算出でございしますが、昨年度までは保全管理コスト、これは草刈りでありますとか水路の泥上げ等の労務費の20%以上の縮減でしたが、今年からは収益やスマート農業による省力化等の総合的な費用対効果をB/C、1以上上げればよいということになっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、従前と今の制度の比較7項目ですね。細かく説明をいただきました。なかなか今説明を受けただけでは理解できないなというのが正直なところ。先ほど説明がありました、これから大朝、豊平地域でも、この事業の説明会を行っていくということがありましたので、今のような内容をしっかりお伝えいただく。ましてや、今取り組もうとされている芸北、千代田地域においても、こういった丁寧な説明、分かりやすくしていただく必要があるのかなというふうに思っています。今、要件がいろいろ示されて、0%ということの要件が示されているということにはなるんですけども、仮にこの要件がクリアできなかったという場合に受益者負担、これは0%示されてますけど、どのように扱われていくんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 要件がクリアできなかった場合は受益者負担が発生します。国への事業要望時に事業計画書を作成しますが、事業区域内での事前確認や地元調整を行って、受益者が0%になるよう確実な計画を立てていきます。例えば要件に適合するように、事業地を増やしたり減らしたり調整して行ってまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 必ず要件がクリアできるような事業展開をしていきますというふうなことで

すね。これが必要ということで、なおさら丁寧な説明が必要かなというふうに思います。さて、今年の4月8日付で農地整備課のほうから、関係認定農業者に町長名で、大区画化等加速化支援事業、これの要望調査の依頼文書が送付をされております。同封されていた事業概要をちょっと見させていただいたんですけども、この事業を希望する場合に5月1日までに、4月8日付で出された文書で5月1日までに調査用紙の提出を求めると。1か月ないですね、3週間ぐらいです。一部の農業者の方から、同封の資料、概要だけでは分からないし、質問もできないとか、あと説明会を開くべきではないのかとか、4月の文書ですから、農業繁忙期の中で1か月もない期間で提出を求められても難しい。こういった声を伺っております。この大区画化等加速化支援事業の事業概要、これをお伺いします。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 平成11年に制定以来、令和6年に改正された農林水産省の食料・農業・農村基本法に基づき、日本の農業が抱える高齢化、担い手不足、耕作放棄地などの課題及び国内の食料安全供給体制を強化し、農業構造を大きく転換するために開始された国庫補助事業です。令和7年12月16日成立の補正予算から事業化され、実質的な支援の運用は、農業構造転換集中対策期間の令和8年度から11年度までの期間限定で、事業主体は農業法人や担い手などの農業者全体でハード事業とソフト事業で実施されています。ハード事業は、生産性の向上やコストの低減を目的に、畦畔除去による区画拡大を実施した上で、ほ場内の暗きょ排水、湧水処理、客土、除礫、用排水路や農作業道、排水口などの更新整備も対象で、事業種類ごとに定められた助成額となります。ソフト事業は、水利権等の権利関係、農家の意向、農地集積、基盤整備などに関する調査・調整活動で定額が助成されます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今、概要説明いただきました。これも国庫補助事業なんですね。事業実施年度は単年度なのかどうかお伺いしようと思ったんですが、令和8年度から11年度ということで、複数年4年になります。この調査なんですけど、担い手に対して何件に発送されて、何件の返送があったのかをお伺いします。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 事業を県内でスムーズに実施するため、令和8年3月9日に広島県大区画化等推進協議会が、広島県と県内16市町、広島県集落法人連絡協議会、広島県稲作経営者会議、広島県土地改良事業団体連合会（以下「土改連」）により設立され、事務局は土改連で臨時的ワンストップ窓口組織として事業の申請、相談先となっております。事務局の土改連からの依頼で、それぞれの団体において要望量調査の案内通知と取りまとめを行っており、町内への通知は全部で73件で、内訳は広島県集落法人連絡協議会より31件、広島県稲作経営者会議より3件、本町より北広島町認定農業者へ39件発送しており、提出については、広島県集落法人連絡協議会発送分が3件、本町発送分が6件、計9件の提出で、うち5件が本事業での区画拡大希望でございました。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 発送された通知がそれぞれの団体から合計で73件発送されて、返ってきたのが9件ということですね。実施希望農業者があったのかというのもお伺いしようと思ったんですけど、これも5件の希望があるというふうに今お答えをいただいたとこですね。この事業も先ほどからのいろんな制度の説明を受ける中で、なかなか分かりにくいし、資料見ても結構、

本当に分かりにくいなと思って見てました。このことを関係者、農業者に対する説明会を複数年度であれば、ちゃんと開催すべきだと思うんですけども、そういった考えはないのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 今年度の事業要望調査については、本協議会設立後から照会期間が短かったこともあり、事務局の土改連は、国への要求から逆算して回答期限をタイトに設定し、関係者への説明会は開催しておりません。ちなみに町へのお問合せは7件あり、個別に事業説明をさせていただいております。次年度以降は、担い手が十分に検討できる余裕のある通知の発送と、オンライン説明会などの開催を事務局の土改連へこの間の総会のときに要望をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） しっかりと要望していくということですね、開催をですね、そうしていただきたいというふうに思います。この大区画化等加速化支援事業、これに申込みがあったということなんですけど、採択された場合は再ほ場整備事業の対象にはならないと書いてあるんですね。本町の農地整備をこの事業と再ほ場整備の両輪で展開する考えなのかを伺います。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） ご質問の大区画化等加速化支援事業に採択された場合は、再ほ場整備事業の対象にはなりません。この事業は、農業者自らが施工できるような畦畔除去等による区画拡大の部分的な簡易整備でございます。本町は集落を超えた広い範囲での現代スタイルのスマート農業を前提とした5反以上の区画整備と合わせて施設を含む総合的な基盤整備を行う再ほ場整備事業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 今説明をいただきました。再ほ場整備事業に基軸を置いてというふうな趣旨で受け取りをさせていただきます。ですが、この区画化等加速化支援事業で畦畔を取り除いて広くしようという場所と再ほ場整備をしようというふうなところというのは、どちらも条件的に同じようなところだと思うんですね。そういったときに、この大区画化等加速化支援事業、これに採択を受けた農地があって、それを含む再ほ場整備事業の地域の話が出たときに、このときはどういうふうに対応することになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 大区画化等加速化支援事業を既に実施している場合は補助金の重複となりますので、そのほ場の再ほ場整備事業は対象となりません。ですから大区画化等の支援事業を行う場合は、今後の営農について、地域や集落で確認した上で申請されることをお勧めいたします。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 事前に確認をして、将来のことを思って広域で再ほ場整備事業に取り組もうというふうな機運があるんなら、この大区画化加速化支援事業のほうはちょっと検討しながら、地域で相談していくというふうなことですよね。はい、分かりました。国や県が食料安全保障を基軸に施策を進める中で、地域の農業者は目まぐるしく変化する状況に翻弄されている感は拭い切れません。これは制度のことであり、物価高騰に関連することを含めてですけども、本当に振り回されてるというふうな状況かと思います。農地保全や生産物の価格安定、農業者の

支援、育成、さらには物価高騰対策について、町としてはいろいろ施策を打っていただいて支援をされている中ではありますけれども、広く町内の農業者の声を受け止めるべく、本町の農業振興について町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 日本の農業を取り巻く情勢は、海外の社会情勢や気候変動、人口動態など様々な要因で目まぐるしく変化しております。町としては海外の社会情勢の変化に伴う物価高騰や気候変動に伴う農作物の生育障害など、全国的な問題については国の支援も活用しながら、農業者への支援を行うとともに、新たな生産技術の導入や高温耐性を持つ新品種の導入など、関係機関と連携しながら、農業者が持続的に農業経営に取り組めるよう支援していきたいと考えております。直近の対策も大切であり、しっかり行ってまいりたいと考えておりますが、10年先、20年先、30年先を考えての取組も重要であると考えております。農業者の高齢化や担い手不足など地域農業が抱える課題につきましても、再ほ場整備やスマート農業技術の活用により生産基盤の強化や販路拡大や農産物のブランド化の推進による販売力の強化、地域計画のブラッシュアップによる農地の集約化、将来の地域農業を担う企業的経営体の育成など、総合的な農業振興施策が必要であると考えております。様々な機会を通じて農業者の意見を伺いながら進めていきたいと考えております。特に再ほ場整備については、これまで国県に要望してきたことをやっとな農村の現状を理解して、基本的には先ほどありましたけれども、地主の負担なしで再ほ場整備ができるようになったわけであります。国が令和7年度から令和11年度の5か年で農業構造転換集中対策期間とし、集中的な取組をすることになり、県も令和8年度を農地再整備元年と位置づけ、持続可能な地域農業を目指すとしておるわけであります。本町も新たに農地整備課を設けて進めてまいりますので、できるだけ早く、この取組に参画をしていただきたいと考えております。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） これから元年なんですね。これから進めていくということで、本町においてこれからの農業見据えて、農地もですし、担い手もですし、積極的・能動的に農業振興、農地保全等の施策に農業者の声をしっかり受け止めて取り組んでいただくよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。11時10分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 56分 休 憩

午前 11時 10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、石坪議員の発言を許します。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪隆雄でございます。通告しております大綱2点についてご質問を

させていただきます。人口減少時代における集落維持と農業政策についてお伺いをしたいと思います。現在北広島町では人口減少と少子高齢化が急速に進んできております。合併当時、2万1297人であった人口は、令和7年度には1万6523人と、4774人減少になっております。また、出生数についても、合併当初150人であったものが、令和7年度には51人に減ってきております。さらに高齢化率でございますけれども、全体で約40%に達してきております。地域別では、千代田地域が33.1%、大朝地域が約45%、豊平、芸北地域については50%を超える状況になってきています。加えて農家数についても平成12年の3753戸から、令和2年には1916戸となっており、約半数に減少してきています。一方で、法人化や認定農業者への農地集積による経営規模の拡大も一部では進んできております。町全体としては高齢化、担い手不足、有害鳥獣被害などが重なり、営農の継続そのものが厳しさを増してきております。農業は単に農産物を生産する産業ではありません。草刈り、水路維持、道路維持、地域共同活動、防災活動など、農家の皆さんの日常的な営みが実質的に地域社会と集落機能そのものを支えてきています。しかしながら農家数の減少に伴い、今まで地域で当たり前で維持されてきた活動の継続が難しくなってきております。今後10年、20年先を見据えたとき、地域そのものを維持できるかという極めて重要な課題に直面していると私は考えています。本日は、人口減少時代における集落維持と農業政策について、町の基本的な考え方をお伺いをしたいというふうに思っております。1つ目でございます。現在、町内では人口減少と高齢化の進行に伴い、共同作業の担い手不足、自治会活動の縮小など地域運営そのものが困難になりつつある地域も見受けられます。また草刈り、水路管理など、これまで地域住民によって支えられてきた持続活動についても高齢化によって持続が難しくなってきています。町として現在の人口減少、高齢化が集落維持にどのような影響を与えると分析しているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 人口減少や高齢化の進行により、集落におけるコミュニティ機能の低下が懸念され、具体的には地域行事や環境美化等の地域活動の担い手不足により、集落の運営自体が困難な状況になるのではと考えております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 集落活動が難しくなるという分析でございますけれども、私もそのとおりだというふうに思ってます。町が実際にどうやって集落の現状を把握しているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 一つ一つの集落について細かく把握しているというところは困難な状況ではございますけれども、集落支援員を中心とした活動の中での地域づくり協議会、あるいはそれぞれの地区の振興会、それぞれの中での対話の中で、やはり先ほどの質問にもありましたとおり、困難な場面が出てきているよというような情報は入ってきている状況でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 先ほど集落支援員という活動をとということでございましたけれども、集落支援員の活動はどんな活動をしているのか、具体的にちょっと教えていただけますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之）　なかなかこれまで意見をいただいた中で、活動が見えにくいよというような意見はお聞きしております。現在集落支援員、各地区にそれぞれ1名配置というように形になっておりますけども、先ほど申し上げた地域づくりの協議会の事務局的なところ、大きく活動していただいているところです。もう1つの柱としましては、現在まちづくり推進課では強く進めております空き家対策、空き家の案内であるとか、集落、そこそこの地区のルールだとか、集落の状況、暮らしのアドバイザーとともに現場へ赴き、移住希望者の方との接点を持って活動をしているところです。なお、先ほど冒頭で申し上げた、ちょっと活動が見えにくいよというようなところに対応しまして、このたびきたひろ宣伝部というところで、SNSを活用して情報発信をしていこうというようなところの中にも、今年度から集落支援員さんの活動状況だとか、思いだとかを伝えてもらおうということで取組を始めているところです。

○議長（湊俊文）　石坪議員。

○4番（石坪隆雄）　やはり集落支援員さんというのは非常に大切な仕事をしておられるというふうに思いますので、私はもっと活動をアピールといいますか、広報していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。2点目でございます。北広島町において、農業は基幹産業の一つでございますが、中山間地域においては、それ以上に地域維持機能を担っていると考えております。しかし現在、農業者の減少により、こうした機能の維持が難しくなっております。町として農業を単なる産業施策としてではなく、地域維持政策としてどのように位置づけているかお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文）　農林課長。

○農林課長（宮地弥樹）　令和6年度末に策定いたしました第4次の北広島町農業振興計画におきましても、この策定の考え方におきまして、農業後継者の不足は持続的な農業経営ができなくなるだけでなく、一部において集落機能の維持自体が危惧されておまして、町としてもこの農業者の減少が集落機能の維持に大きく影響を与えるという課題認識を持っております。農業者の減少につきましては単に人口が減少するだけでなく、これまで維持されてきました農地が維持できなくなることにもつながります。議員言われましたとおり、農地は作物を栽培するだけではなく、景観の保全でありますとか水質の保全、それから災害の抑制、学習の場、都市住民との交流の場など多面的な機能も有しております。このような多面的機能を有する農地が荒廃することによって地域の魅力が衰退し、若者の定住人口が減少する要因にもつながります。10年後、20年後の地域活動の持続性を高めるためには、地域の担い手となります若い世代の定住人口を拡大していくことが重要というふうに考えております。農業振興計画によりましても、この対策を重点対策として位置づけているところでございます。この重点対策に掲げます項目を実現していくことで農業を支える基盤が整備されまして、農産物の販路開拓やブランド化によります収益性が向上し、新規就農者を含む若い担い手が農業を仕事として定着していくことが地域活性化、それから地域産業の活性化につながる重要な要素でありますので、農業振興と地域活性化、地域産業の活性化など、農業分野以外との施策とも連携しながら取組を進めていくべき必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文）　石坪議員。

○4番（石坪隆雄）　私も若い担い手が農業を仕事として定着できることが非常に大切だというふうに思っていますし、町の農業施策の成果で農業を仕事とする若い人が少しずつではあります

が増えてきているように私は思っています。魅力ある農業をつくり出すことが若者の定住にもつながるというふうに思っています。私は町の農業政策については評価をしているところでございます。それでは3番目に行かせていただきたいと思います。現在町内では、高齢化に伴い、農業機械の更新が困難であることや体力的な問題などにより離農されるケースが増加してきていると考えています。特に近年は、燃料費、肥料価格、農業機械価格の上昇が大きな負担になってきていると考えています。町として、現在の離農の状況をどのように分析しているのか。また、その実態を数値として把握しているのか、伺いたいと思います。併せて離農後の農地について、誰が受皿になっているのか、その実態についても把握しておられれば伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業者の高齢化や機械更新、それから生産資材の高騰など、様々な要因がありますけれども、離農によります農業者の数が減少していることは確かでございます。なかなか個別の数値を把握するのは難しゅうございますので、広島県農林業センサスの数値で答弁させていただきますと思います。この数値を比較しますと、農業経営体数のうち、個人経営体数につきましては平成27年調査におきましては1786経営体、令和2年の調査におきましては1198経営体、令和7年の調査、速報値でございますけれども、926経営体となっております。個人経営体の数につきましては、平成27年から令和2年にかけては588経営体の減、令和2年から令和7年にかけては272経営体の減となっております。10年間で860経営体が減少したことになります。令和7年の調査におけます個人経営体の年齢別の基幹的農業従事者数につきましては、総計で823人となっております。このうち60歳以上が694人となっております、全体の84.3%を占めている状況でございます。このことは将来的に農業者が大きく減りまして、離農者の農地を誰が維持管理していくのが大きな課題となります。現在につきましては農事組合法人、それから農林建公社、農業を行う会社組織、大型農家が農地の受皿の主なものとなっております。それからもう一つの指標でございますけれども、令和7年中に行われました農地利用集積等促進計画に基づきます農地中間管理機構を通じました利用権設定の件数につきましては252件となっております。登記面積で約40ヘクタールというふうなところでございます。このうち168筆、台帳面積で約28ヘクタールが認定農業者でありますとか、認定新規就農者などの担い手の農家に利用権設定がされております。筆数でいきますと約67%、登記面積で約70%が担い手農家に集積されたこととなります。残りの約30%につきましては個人の農家等に集積されている状況でございます。今後につきましても農業者の減少によります担い手農家への農地の集積が進むのではないかというふうには考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 受皿は農事組合法人や大型農家が受皿となっているということですね。今後は、答弁にもありますように農業者の減少によって担い手農家への農地の集積が進むと考えておりますけれども、今の法人なり農林建公社、あるいは農業を行う会社組織が農地を今受けられる状況にあるんですかね。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農事組合法人等におかれましては高齢化も進んでいる状況で、今から地域の外に出て農地を受けることは難しいという声も聞いておりますし、大型農家さんも一生懸命頑張ってもらってる状況でございますけれども、それも少しずつ限界に近づいている声も聞いて

ておるところでございます。やはりその原因といたしましては中山間地域でございますので、ほ場が多いといったこと、それから草刈りでありますとか水管理の手間がかかる。こういった課題もございますので、これにつきましては、やはりこれからは再ほ場整備する中で、そういった少人数で管理できる場所が必要でございますので、その辺につきましては農地整備課とも連携しながら今後取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番目でございます。現在の町内における農業経営体数の推移と法人、集落営農、個人経営それぞれの経営状況、担い手不足などの現状についてどのように把握しておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） こちらの数字等につきましては、また農林業センサスのほうの数字でお答えさせてもらいたいと思います。農業経営体数の推移につきましては、先ほどの質問で個人経営体の推移を申し上げましたけれども、農事組合法人などの団体の経営数を含めると、平成27年は2068経営体、令和2年度が1286経営体、令和7年速報値でございますけれども、1008経営体ということで、10年間で1060経営体が減少している状況でございます。法人、集落営農、個人経営それぞれの経営状況につきましては、昨年度につきましてはいわゆる令和の米騒動と言われます米不足によりまして米価が高騰いたしまして、収入は増加したというふうには考えておりますけれども、世界情勢の変化によりまして原油価格の高騰による生産資材の高騰もありまして、単純に所得が向上し、経営が改善されたとは言えない状況というふうに考えております。また、米におきましては令和8年産米は米価が下がることも想定されている状況でございますけれども、一方で、生産資材の高騰は続くというふうなことが言われておる状況でございますので、このことは生産者の経営に大きく影響するというふうには考えております。中山間地域の農業におきましては規模が大きくなるほど、先ほど言いましたほ場の管理枚数が増加いたしまして、それに伴います労力でありますとか経費が増加することによりまして、それぞれの担い手の状況につきましては、その経営形態でございますとか経営規模によりまして状況が異なるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） それでは担い手不足が進行する中で、10年後を見据えた際、維持すべき経営体数、経営規模についてどのような方向性を持っておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 10年後を見据えた場合、仮に80歳で農業をリタイアするというふうに仮定いたしますと、個人経営体で現在70歳以上の557経営体の方がリタイアすることになります。また令和2年度の県の農林業センサスの調査結果によりまして、5年以内に農業を継ぐ後継者を確保している経営体数は約34%というふうになっております。この数値を使いまして求めますと、現在70歳以上の557経営体の約34%が後継者を確保できたいたしますと、約190経営体は後継者を確保いたしまして、残りの367経営体はリタイアというふうなことは考えるところでございます。これから新たな若い経営体が育成されなければ、10年後におきましては現在70歳以下の260経営体と、先ほど言いました後継者を確保いたします190経営体の456経営体に減少するというふうに推測され、経営体数につきましては約半分になるというふうなことが推計されるところでございます。経営体数が半減するとい

うことにつきましては、1経営体当たりの規模がやはり大きくなるというふうなことが考えられます。そういった中で、特に担い手農家、認定新規就農者でありますとか認定農業者のほうへ集積が進むのではないかというふうに考えられます。そういった中で、町といたしましては先ほども答弁いたしましたけれども、再ほ場整備やスマート農業技術の導入など、生産基盤の強化や農産物のブランド化などを推進しながら、一つの目安でございますけれども、個人大型農家につきましては40ヘクタール、法人につきましては100ヘクタール規模を目標に、経営規模の拡大を図りまして収益の確保、それから雇用の安定によります持続性の高い経営体を育成していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 私もやはり個人大型農家、これやっぱり40ヘクタール、それから法人も100ヘクタール規模の経営体が必要になってくるというふうに私も思っています。ぜひとも育成をしていただきたいというふうに思っています。そして法人化や規模拡大、広域連携、株式会社等の育成促進に向けた支援策、その実績と課題について伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現在行っております水稻を中心としました担い手農家に対する支援でございますけれども、水稻経営規模拡大支援事業で水稻生産を主体とする担い手農家を実施いたします規模拡大でありますとか、スマート農業技術の活用によります作業の省力化を目的といたしますトラクター、それから田植機、コンバインの導入費用に対しまして補助をしております。補助率につきましては3分の1で、上限は300万円の支援を行っております。また、ドローンの購入に対する支援も行っております。それから法人経営規模拡大支援事業によりまして水稻経営を主といたします株式会社、有限会社、合同会社といった企業の経営体が積極的な新規雇用を行いまして人材を育成し、経営規模を拡大するとともに、経営の安定化を図ることを目的に給与の一部に対して支援を行っているものでございます。これらにつきましては単独町費でございますので、財政的な負担が大きいことが課題でございます。こういった課題もございますので、機械導入につきましては国の採択要件が満たせるものにつきましては、国の支援を優先的に打ちながら導入も進めている状況でございます。また、今年度からでございますけれども、国の補助金を活用いたしまして農事組合法人の企業の経営体への移行支援に取り組むこととしております。この事業につきましては、構成員の高齢化でありますとか担い手不足の課題を抱える農事組合法人がどのような将来ビジョンに向かって今後どう取り組んでいくことが必要かにつきまして、実態調査、それから、それに基づきまして分析を行うとともに、企業の経営体を目指す意識の醸成でありますとか、企業の経営に必要なスキルの取得支援、それから担い手確保の支援、スマート農業技術の導入に向けた実証試験など総合的な支援を行っていきたいというふうに考えております。今後につきましては再ほ場整備を検討する地区を先駆的に取組を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 農事組合法人の企業の経営体の移行支援が大切になってくるというふうに私も思っています。今町内で企業の経営体へ移行する農事法人がございいますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まだ町内では農事組合法人は基本的には地域を守ってこうという形で

立ち上がった法人が本町の場合は中心でございますので、まだそういった取組がしているところはまだないような状況でございますけれども、いろいろお話を聞く中では、今のままではなかなか法人を続けていくことは難しいというふうな法人のご意見もある状況でございます。そういったところ、国の今回補助金を活用しながら、まずは町の法人としての将来ビジョンを作成し、そのビジョンに基づき、各地域に合わせながら法人さんに集まってもらいながら、こういった取組ができますよ。将来的には、法人から企業的経営。その手段につきましては、またいろいろ議論していく必要があると思いますけれども、その中で人材確保が必要になれば、何年後にいつまでに何人必要でありますとか、そういった具体的なもの、そして法人に向けての意識醸成でありますとか、あわせまして当然再ほ場整備、その法人が企業的経営へ向けて取り組む先が再ほ場整備した農場でありますよというふうな、そういったところを農地整備課と一緒に今お話もしている状況でございます。いずれにしても、また国の交付金事業を活用しながら、そういったことに取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ぜひともこの企業的経営体への移行を進めていただきたいというふうに思います。それでは5番目でございますけれども、令和8年度施策方針において、農業分野の取組として、再ほ場整備を積極的に推進すると示されております。再ほ場整備には単なる農作業効率化や大型機械への対応のみならず、集落維持や将来の地域づくりを含めた施策として位置づけられる必要があると私は考えていますが、町の認識をお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 再ほ場整備事業は、地域の農業を次世代に残すための刷新事業でございます。機械化やICT、情報通信技術のスマート農業を導入した現代の農業スタイルに合わせた基盤整備を行い、農作業の効率化や生産性を高めることで経費の削減による収益の増加となり、継続した営農につながります。農地を維持することで人が住み、人が住み続けることで集落と国土が守られ、地域コミュニティの維持と移住者、関係人口の拡大へもつながり、次世代へ承継を目的に事業を推進しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） それでは認定農業者や法人等の受入れが存在する地域ではほ場整備が進む可能性があると思いますけれども、一方で受入れとなる経営体が存在しない地域では、整備後の維持体制そのものが困難になると考えております。そのような地域における法人の設立や農業経営体の育成についてどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 再ほ場整備事業は、既存の法人や集落、地域単位ごとではなく、複数の広い範囲での事業実施を予定しております。基盤整備とともにスマート農業の導入、農地中間管理機構を通じて担い手へ農地を集積して持続可能な企業的経営体への移行を条件としております。本町の耕作者は60歳代以上が8割の状況であり、10年、20年先の農事組合法人や営農組合の存続も危惧されております。先ほど農林課長も言いましたが、今年度農林課において、今後の農事組合法人の将来像について、農事組合法人の将来ビジョンを策定していきます。将来、合併を見据えた連携強化の検討や持続可能な企業的経営体の移行により、若い担い手へのバトンタッチを図るなど提案を行いまして、地域で共有の上、今後の将来像に検討いただくこととしています。以上でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 農事組合法人の将来ビジョンを策定するとありますけれども、私もこれが必要だというふうに考えております。30年から20年前につくった法人でございますけれども、これは営農集団から発展をした法人でございます。やはり新しい農業法人、あるいは先ほどありましたような合併をする、そのような法人をつくっていただきたいと私も思っておりますので、この将来ビジョンについて期待をしております。併せて全町域で再ほ場整備をする地域や面積について、現時点でどのような計画を持っておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 中山間地域の地形を考慮しながら、個人企業体はおおよそ40ヘクタール、農事組合法人企業体を100ヘクタールを1事業区域の基準としております。早急にモデル地区を各地域において事業申請するとともに、令和11年度までの農業構造転換集中対策期間中に希望する全ての地区が事業採択となるよう進めてまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 令和11年までに農業構造転換集中対策期間で希望する全ての地域が事業採択になるように進めるとありますけれども、この4年間で地域の同意を受けて採択に向けて計画をするわけがございますけれども、私が心配するのは全ての希望する地域の採択に向けての作業が本当にできるのかということと、それからどのような手順で行うのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） この対策期間中にどれだけ地域で上がってくるかというのはちょっと不透明なんです、事業主体は広島県となります。昨年度からも広島県のほうには、採択があった場合には早めに申請いただければ県のほうも体制を整えるということを伺っております。手順でございますが、今、地域へ集落法人やら法人のほうへ話をしておりますが、そこを突破口に話をさせていただいて、地域でまとまったところから、隣の集落や法人をまとめて大きな範囲で、先ほど言いましたように100ヘクタールとか40ヘクタールの単位で、大きな範囲で申請していくように説明を続けていくところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 集落を超えて計画をしていくということですので、非常に大変な労力がかかるというふうに私は想像してますし、以前のほ場整備ですと、大体集落単位では場整備をしていたのを、それを超えてやるということなので、非常に困難があるなというふうに思いますので、頑張っていただきたいなというふうに思います。それから対策期間後は要件や補助率が変わるのでしょうか。ちょっとそれを具体的に説明してください。

○議長（湊俊文） 農地整備課長。

○農地整備課長（門出泰典） 未来のことはちょっとよく分かりませんが、対策期間中は受益者分の負担7.5%を国が負担するという事で聞いておりますので、その後についてはちょっと不透明な状況でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ありがとうございます。一つ飛ばさせていただきまして、7番目で、再ほ場整備や集落営農は単なる農業効率化ではなく、将来地域どのように残していくかという極めて重要な課題であると私は考えています。人口減少、少子高齢化が進行する中で、農地を守ると

いう視点だけではなく、地域の暮らしをどうするかという視点が今後ますます重要になってくると考えています。将来世代へ地域を引き継いでいくためには農業施策のみならず、地域施策、防災、インフラ維持などを一体的に考える必要があると思います。その中で、将来どのような集落の農地を維持していくのか、また、再ほ場整備をどのように位置づけていくのか、20年後を見据えた地域の将来像について、町長さんの所見をお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 少子化・人口減少は、日本全体での大きな課題であります。日本の人口は、江戸時代末期の約3000万人から2008年のピーク時、約1億2800万人まで、140年間で4倍以上の急激な人口拡大があり、今は急激な人口減少期を迎えています。こうした大きな変革期を迎えている今日、ほとんどの業種で担い手不足が生じています。特に農業の担い手不足は深刻であります。施設園芸などについては若者の担い手も増えていますが、稲作については、担い手や農事組合法人のオペレーター等の高齢化により担い手不足が深刻であります。そうした中で、できるだけ人手やコストをかけずにできる稲作を模索していかなければなりません。農地の大型化・集約化やスマート化も必要であります。本町の約3000ヘクタールの水田を守っていくには、若者の担い手にバトンタッチしていかなければ耕地が荒れてしまうのであります。荒れてしまってからでは取り返しは利かないと思っております。稲作文化である花田植や神楽の伝統文化、伝統芸能を大切に守っている本町で、水田が荒廃地になってはならないと思います。地域の暮らしをどう守るかも大切な視点ではありますが、まずは古くから守ってきた農地を荒らさないためにも、若い担い手が夢を持ち、もうかる稲作を確立するためには国や県が進めている再ほ場整備を今取り組んでいかなければならないと思っております。繰り返しになりますが、議員の言われるように農地を守るだけではありません。農業の再生でもあるのです。また、この担い手は農業に従事するだけではなく、地域の活性化に向けた若いリーダーになり得ます。守っていく農地は全町域にあります。担い手による農業の再生は地域の暮らしを守ることにもつながると考えております。また、防災関係でありますけども、田んぼダム機能により防災機能も増すものと考えております。この変革の時代に20年後の地域の将来像を具体的に示すことはできませんが、正しい危機感を皆さんと共有しながら、まちづくりを町民の皆様と力を合わせて進めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 町長の農業にかける思い、ほ場整備の必要性について伝わってきました。私も再ほ場整備によって作業効率を高め、集落営農や農事組合法人などの地域の農地を守ることは今以上に大切になってくると思います。農事組合法人の将来ビジョンを今年度作成すると答弁がありましたが、ぜひとも作成をいただき、新しい農事組合法人の拡大等、若い担い手づくりを努めていただきたいというふうに思います。それでは、2つ目の消防組織の再編成について伺いをしたいと思います。令和8年5月22日付の中国新聞に北広島町の大朝と豊平の両消防出張所の消防車両の配置を取りやめる方向で検討しているという記事が出ました。その日の夕方に大朝、そして22日に豊平の各まちづくりセンターで北広島町議会報告会が開催されました。その際、驚きの声と、廃止をするという不安の声が非常にありました。消防署の再編に伴い、大朝と豊平の両消防出張所について消防車の配置を取りやめる方向で検討されていますが、過疎化や財政難に直面する北広島町ですが、消防力の見直しは、町民の命に直結する問題です。なぜ今、検討する必要があるのか、伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 町政全般に関わることもありますので、私のほうから答弁をさせていただきます。人口減少等により町財政が縮小化する一方、医療、介護、福祉、子育てなどの社会福祉費や激甚化する災害への対応、老朽化したインフラ整備など、必要な財政負担が多くあります。そのため財政の健全化・緊縮化を図っていく必要があります。全ての分野において効果検証しながら、見直すべきところは見直し、住民サービスと財政の均衡を図るよう取り組んでおります。今回の消防体制の見直し案につきましては、消防庁舎建て替えに伴い、専門機関に依頼し、策定した消防本部本署庁舎整備基本計画を踏まえて検討いたしました。この計画において、現状の消防体制の検証や消防の在り方の考察などが示されております。この計画が策定された段階において、現状の課題への対応や、将来を見据えた消防の在り方を先送りすることなく検討したものであります。昨日も答弁させていただきましたが、今回の体制の見直し案は、ただ単に削減を目的としたものではなく、これまでの経験を基に消防と救急の在り方を検証し、双方の機能が発揮できる効率的で効果的な消防組織体制案を考えたもので、特に事案の多い救急への体制整備を図ったものでございます。見直し案には、効果と課題双方ございます。現行体制にも課題があります。いろいろな意見があるかと思いますが、課題が発生するから見直しをしないということではなくて、見込める効果を最大限生かし、課題をできるだけ解決する方法を考え、その中であるべき姿を広い視点で議論をしていただければと思っております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） それでは2番目の、行政の最大の使命は住民の生命財産を守ることでありまして、消防・防災の予算に最優先に考える必要が私はあるというふうに考えています。財政が厳しい状況は理解できますが、大朝、豊平の消防車両を廃止する際にどのくらいの予算の削減ができるのか。また、町として他の削減ができるところを予算で検討したことはあるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 予算削減効果について答弁申し上げます。現在検討中の消防車両配置ですが、大朝及び豊平出張所の消防車両の配置を取りやめ、本署へ配備することを検討しており、そのことで1台の車両を削減することができます。1台の車両を削減することにより、車両の更新費約7000万円と、維持管理費等の削減を見込んでおります。また、出張所に車両を置かないことで、将来的に出張所の改修などに係る費用の削減も見込めます。申し添えますが、今回の見直しは削減することが目的ではなく、消防に関して言えば、これまでデジタル無線の整備、高規格救急自動車の配置、高度化する消防資機材の整備、消防吏員の増員、救急救命士の養成、そしてこのたびの新庁舎の建築など機能強化を図ってきたところであります。その機能が十分発揮できる効率的で効果的な体制を整備を図っていくことを目的としたものでございます。これまでの既成概念にとらわれず、将来に向けた体制整備を引き続き検討してまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 今回の見直しは、削減することが目的ではないということを言われておりますけれども、7000万円の消防車削減と言われましたけれども、耐用年数15年と聞いておりますので、1年間の予算の削減で言いますと、約460万円ぐらいでございます。このことで、他の事業の見直しで、私はこの予算の削減はカバーできるというふうに思いますが、その辺の

ところはというふうにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 財政の話でありますけども、他の分野での削減、見直しというのは当然やっております。先ほど申し上げましたように全ての分野でやっておるわけで、この消防についても、削減目的ではないと申し上げましたけども、やはり削減効果というものはあります。これからいろんな事業を展開していく中で、いろんな財政出動が必要となってまいります。特に子育て支援であったり、災害への対応であったりとか、具体的に言えば、このたび子育て支援として保育料の減免だったり給食費の減免、ここら辺も取り組んでおりますけども、これについては毎年何千万、三千万、四千万の財政出動が必要であります。こういうところも含めて、いろんなところで必要なものは見直し、必要なものには取り組んでいくというふうな姿勢の中で今回取り組んでおりますが、その取り組む中で、繰り返しになりますけども、削減ということもありますけども、今の体制で課題があるというものは事実であります。そういうところも含めた体制見直しを考えたものでございます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） この話の中にも、これまでの既成概念にとらわれず、将来的に向けた体制整備をすると言われておりますけども、今回の再編体制は、出張所から救急車が現場へ出動して、本署からは消防車2台が出動し、本署に救急車が待機をするということでございます。警防要員の配置状況から考えますと、当務員は本署が5人、各出張所は3人ずつ配置をされています。本署の消防車が2台出動しますと、5人が2台の消防車に乗るはずですから、消防車に乗る人員がいなくなるのではないかというふうに思いますけども、その対応はどのように考えておられますか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 大朝地域、例えばですが、大朝地域で火災が発生した場合というのは大朝出張所から救急車で3名現場へ向かいます。本署からはポンプ車2台、3名と2名が2台で現場へ向かいます。その間救急車、当務員は出動が5人しかいませんので、すぐ招集者のほうを招集します。その招集者3名で救急車の運用を行います。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ということは、当務署員の中では対応はできない。そういうふうと考えてよろしいですか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 当務者5名で現場へ出ますんで、実質は救急車の運用が不可能な時間が発生します。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） そうですね。私もそういうふうに理解をしております。それで、現状をちょっとお聞きをしますけども、火災でなく救急事案で、本署から救急車が出動した場合でございませうけれども、千代田地域で救急事案が出た場合には、今現在どのような対応をされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 千代田地域で救急出動中の火災ということですが、まず、ポンプ車2名が1台で出動します。その後、大朝の救急車3名と豊平の救急車3名、この者が千代田管内の火

災に対応します。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ちょっと私の言い方が悪かったんですね。火災ではなくて救急事案の場合を想定してお話をいただきましたかったんですけど。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 救急なんですが、千代田管内で救急があれば、千代田管内、千代田の本署、救急車が3名出ます。芸北であれば芸北の救急隊3名、大朝であれば救急車3名、豊平であれば豊平の救急車3名が出ます。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 最初、千代田の本署の救急車が出ますよね。その後、また千代田で救急事案が発生した場合、その場合はどういうふうな対応をされていますか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 千代田管内で救急が発生し、千代田の救急車が出ます。その後また千代田で救急があった場合は、一番近い大朝出張所の救急車が出動します。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 千代田管内で救急事案が発生したら、本署の救急車が出て、その後また千代田管内で救急事案が発生したら大朝なり豊平の救急車が出るということだと思います。そうすると、再編計画案の中で、非番の職員さんが多分本署に出勤をされるという話を先ほどもされましたけども、ということになりますけども、もし火事が起きている出張所にこの非番の職員さんが出勤をして、本署へ消防車で運んできて、そこで待機をして千代田管内の救急事案に当たる。こんなことはできないかなというふうに私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） おっしゃられるとおり、そういう合理的な方法もあると思います。今後の参考にしたいと思います。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） ありがとうございます。私が提案をさせていただいたところも参考にさせていただくということでございますので、次に生かしていただきたいというふうに思います。このような町民の安全の根幹を揺るがすような方針の検討に当たっては町の一方的な決定があってはならないと私は思っています。大朝、豊平の町民の皆さんに対して説明会がなされましたけども、どのような意見が出て、それを町はどのように受け止めておられますか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 住民説明会の開催につきましては、4月に行われた各地域での行政区長会において説明をいたしました。また、大朝地域においては6月の2日、豊平地域においては6月の9日、住民説明会を開催したところでございます。また、必要に応じて説明会を開催し、まちづくり懇談会においても同様な説明をさせていただきます。説明会の中で、住民からの不安の声というのが一番多い質問でした。以上です。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 住民の説明会で不安の声が一番多かったということでございますけども、町民から先ほど来ありますように、不安の声や反対が出ていますけども、この消防車両の廃止検

討を見直す柔軟な姿勢があるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 見直す柔軟な姿勢があるかという問いですが、しっかりと住民に説明を行い、理解してもらえるような説明を何回も行いたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 少し補足をさせていただきます。今消防長が申し上げましたようにいろんな意見がございます。その意見はしっかり聞いて、どういう形がいいのかというのは考えさせていただこうと思ってます。ただ、今いろんなご意見いただけてますけども、こちらの説明も不十分なところがあるかと思ってます。課題の部分だけが前に出て、そこに対しての不安ということがありますけども、一方では現在の課題である救急への対応、これが強化されるというふうな部分もしっかり説明をしていきたいと思ってます。分かりやすい客観的な、これまでの事例も整理をしながら、こういう状況でこういう対応になります。その部分で救急対応については効果がありますよというふうなところもしっかり認識していただければ、住民満足度が高い消防・防災に対する考え方もこれまでどおり高いものが維持できるんじゃないかと思っております。見直すというふうな言い方をどう捉えればいいのかと思いますけども、そういう議論をしながら、あるべき姿を、繰り返しになりますが、広い視点で効果と課題を見ながら、みんな考えていく、意見を当然もらいながら考えていくというところで進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 再編につきましては、救急業務の強化をするとありますが、出張所の消防車の配備を取りやめる方向でなくとも、救急業務の強化は私はできるというふうに考えています。先ほどもお話をしましたように、建物火災が大朝、豊平地域で起きた場合については、非番の職員さんが本署に出勤して救急車の出動に備えるのなら、火災が起きている出張所に出勤をして、本署へ消防車を運び、そこで待機をする方法も、私の案ではあると思います。非番の職員さんの有効活動を考えていただいて、救急業務の強化と、消防車の取りやめを再考できることを考えていただいて、ぜひとも消防車両の廃止の見直しと、救急業務とさらなる強化を求めて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） これで石坪議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時15分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 15分 休 憩

午後 1時 15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。10番、泉田議員の発言を許します。

○10番（泉田暁彦） 10番、泉田暁彦です。これから質問をさせていただきますが、その前に皆さんにどうしても聞いていただきたいお話があります。今年の2月、私、上川戸ということに住んでおるんですが、上川戸で火災が発生しました。私の家から直線で川をまたいで約300メートルです。このお話は、大変胸が張り裂けそうな思いだったんですが、ご遺族のお許しを得ております。夜の夜中の火災でした。これは火が出ていない、要するに煙ですね。熱風と煙、夜中のことですから、なかなか気がつくのが遅かった周りの人がいるようで、たまたま隣の人が異変に気づき、すぐ消火器を持って、玄関を開けて入って行きました。恐らくここであらうというところを開けた途端に、すごい熱風と煙で、とても入れるような状態ではありませんでした。やむを得ず裏に回ってガラスを何枚か割りました。当然空気が入るわけですから、出火しました。しかしその火はそんなに大きな火でなくて、持っていった消火器で何とか消し止めることはできました。そして、すぐに迅速な行動で、大朝出張所の消防タンク車が到着しました。中、煙で見えないんです。その中を懸命に放水の準備をされて、懸命にその中を探していただきました。そこは寝室であって、ご主人、奥さん、子どもさん3人が就寝中でした。しかし、もう煙が充満しているんで、当然一酸化炭素中毒にはかかっておったと思います。ですが、消防職員の方が一生懸命見えない中を探していただき、3人、表に搬出することができました。ですが、残念なことにご主人は亡くなりました。神楽団も一緒に、よく競演大会、千代田の競演大会では1回ぐらい優勝しようぜとよく一緒に練習をした先輩でもあります。その方は残念ながら息が途絶えてました。しかし同じ部屋にいた奥さんと子どもさんについてはまだ息があった。それで大急ぎで、もう救急車も到着してましたから、大急ぎで酸素注入をしながら搬出して、お二人の生命は何とか守られました。これがもし大朝出張所に消防タンクがなかったり、再編の考え方であります消防車だけであつたりしたら、このお2人の生命も絶たれていたんじゃないかというふうに私は考えます。さて、話は以上なんですが、このことをよくよく心に留めて質問にご答弁願います。では、最初の質問ですが、今度編成を行うということですが、その再編案に大朝と豊平の両消防出張所の消防車の配置を取りやめるという報道が5月22日の中国新聞に載りました。そこでまず、配置を取りやめるその理由と根拠をお尋ねします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 今回の再編については、ただ単に削減を目的としたものではなく、これまでの事象や効果を基に消防と救急の在り方を検討し、双方の機能が発揮できる効率的で効果的な消防組織体制を構築する目的で検討を進めているものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 時差がありますんで、この質問通告をしたのが5月26日です。そして住民説明があつたのがその後6月2日と9日です。それに私も参加、出席いたしましたけど、もっとほかにも理由があつたように私は感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） この再編を検討したという根拠につきましては、これまでもご説明しておりますけども、本庁舎を建築するときの基本計画を専門機関に依頼して策定したものでございます。それを基にこれまでの課題、検証も含めて、救急の強化を図るという部分を考えたところ、それともう一つは財政効果というのも当然ありますけども、それが主目的ではなくて、計画に基づいた再編案をこれまでの消防の経験を基に担当課のところで策定をしたものでござい

ます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 双方の機能が発揮できる効果的な消防体制をとということではありますが、説明会の中で私が非常に印象に残ったのが財政ですね。この話が非常に多かったように思います。言うてええかどうか知らんけど、消防課長は、しきりに消防車の統合、本署に消防車を持っていくと、これだけの経済効果が、経済効果じゃなしに財政が削れるということをしきりに言っておったような気がします、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 財政効果につきましては、説明の資料の中に効果の一つとして財政効果がありますよというふうな一文がございます。それを持ってこられた方が、どういうふうな財政効果があるかというふうな質問がかなりあったと思います。こちら質問を受けて消防課長のほうでお答えしたものだと思っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） これはまた後に話をしたいと思います。次の質問に入ります。救急車のみ大朝と豊平出張所に配置するということではありますが、さてさて救急車のみで火災現場に向かった際に一体どんなことができるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 出張所管内において火災が発生すれば、出張所から防火衣を着た隊員が救急車に乗車し、現場へ向かいます。現場で負傷者の発生があれば処置に当たり、医療機関への受診が必要であれば救急搬送をいたします。今回の再編の考えは、火災時には消防にしかできない救急活動に早期に当たるとともに全町域の救急車の機動性を確保し、救急機能を高めるものでございます。火災現場へ傷病者がいなければ消防団と連携し、消火活動のほうを行います。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） そもそも、消防長に聞いてみるんですが、救急車のつくりと消防車のつくり、要するに消防車というのは防火衣を着て出動しますが、救急車というのは通常の消防の服、どういう名前かは私分かりませんが、を着ていくわけです。ですから当然車内の広さが違うんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防車のほうの服装でございますが、防火衣を着て空気呼吸器が担げるようなスペースがあります。救急車については救急対応を行うため、感染防止着、青いブルーのガウンです。それを着た隊員が活動できるスペース。ですが、救急車の中は広いので防火衣を着て呼吸器を担ぐようなスペースもございます。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 救急車でも防火衣を着て出動しても問題ないということですね。分かりました。では現場に救急車が到着しました。そして負傷者がいるかいないか、どういった手順、方法で見つけるのか。聞かせてみてください。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防隊、救急隊問わず、火災現場に行って、まずは水源の確保を行います。その間に現場の状況、負傷者の有無というのを関係者その他もろもろから聴取し、負傷者の有

無を確かめます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） その場合既に出火してたと。火が一定程度回ってたよといった場合に、救急車でどのようにして負傷者を救出できるのか。私の思うには、援護放水がないと中には入っていけないというふうに認識しておりますが、援護放水なしで火の中へ飛び込んでいくわけですか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 建物火災で負傷者が建物内にいるという状況でございますが、消防隊の装備でも火が回っていれば入ることはまずないと思います。助ける側が負傷する可能性もありますんで、火の回りが落ち着くまでは入らないです。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 火災というのは出火から3分から8分が一番の初期消火のポイントになると聞いております。もう10分過ぎると大火になってしまう。そういった中で、救急車のみが出動して、ポンプ車が後から来るというような状況も発生するんじゃないかというふうに思います。その時点で負傷者が、既にかかなりの、ほとんどがやけどを負っておるんじゃないかというふうな想定ができますが、そういった場合はどういう対応取られるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 火災で建物内にいるということですか。救急車のみで現場に行ったとき、ポンプ車が遅れてくるとき、建物内に要救助者がいる場合、救急車のみで行った場合は、消防団の到着を待って消火活動、援護放水、屋内進入という流れになります。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 今消防団のご答弁がありましたんで、消防団の質問をいたしますが、消防団との連携を強化するとあったんですが、日中は若い人は仕事へ出ています。夜はなかなか動くことができない。特に高齢者が多いですから、消防団の中でも。なかなかすぐには動けない。また実際に夜火災があった場合、出動できない方もかなりおられるんじゃないかというふうに考えます。そのような状態で消火活動ができるのか。そして消防団が早く到着して家屋に取り残された人がいた場合、救命活動がこれできるんでしょうか。消防団の負担、もしそうだとすれば、消防団の負担は増えるばかりです。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） まず消防団の状況でございますが、約8割の消防団員が町内に勤務されており、平日の日中に火災が発生した際に、平均して約30人の団員さんが出動されております。夜間につきましては、平均して40名の団員さんが出動しておられます。また今後は消防団が即時出動していただけるような体制づくりをしてみたいです。次に、消防団が家屋に取り残された方を救助できるのかという問いですが、消防団が屋内進入をして要救助者を救助することは基本ありません。救助できるのは空気呼吸器などを装着した消防団員となります。救命活動にも救急車による早期の救急体制が必要と考えます。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 一遍に幾つか答弁いただいたんで、一つずつもう一度尋ねます。消防団員の方の8割が町内でおられるということです。この前聞きましたところ、4月1日時点で585名の方が消防団に所属されておるということでありまして、これ平日、さっきのご答弁で、

平日日中に火災が発生した際に平均して30人の団員が出動しておると。夜になると約40人の団員の方が出動しているということなのですが、私感覚的に、一度にそんなにたくさんの団員の方が出動できるとは到底思えません。これはこの30人、40人という団員の方が出動されてる時間帯というか、火災が発生した後の何分後なんか、それともこれ最終的に鎮圧したときの点呼での人数ではないんかというふうな気がします。まず、ここをお答えください。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 平日、日中の火災、平均して約30人、夜間に関しましては約40人という人数ですが、これは最終的な点呼の人数です。火災発生時、現場到着した団員さんの人数を把握するのはちょっと困難でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） こんなことも聞いてます。若い消防団員の方、今オートマチックだけの免許証をお持ちの方、消防車はマニュアルですよ。オートマチックの免許証しか持っていないので、屯所に到着しても消防車の横で茫然と立っていたというような事例も聞いてます。これ消防団の方がどれだけマニュアルの免許証を持っておられるのか、把握はしておられますか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） ただいまのご質問ですけれども、消防団員がオートマ限定の免許のみを持っているというようなことについては現在のところ把握はしておりません。今後、こういうことも、ケースも考えられますので、これから把握に努めようということも考えております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） では先ほどの答弁で、今後は消防団が即時出動できるような体制づくりをするとあったんですけど、即時出動、果たしてこんなことが実際に可能なんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 即時出動という質問でございますが、屯所周辺の支所勤務の職員、農協、郵便局に勤められておられる消防団員の方が分団関係なく車両に乗って火災出動ができる体制づくりを検討してます。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 屯所に近い方が消防団員であれば出動してもらおうという答弁でしたが、郵便局の方もJAの方もちゃんと普通の仕事してるんですよ。それ専門の仕事を。それを果たして、郵便局、JAが全て放り投げて、現場へ向かえと果たして言うのでしょうか、どう思われますか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 消防団員の出動につきまして今消防団と検討を進めているところでございます。今現在のところではいきますと、当然今までの出動体制、火災の招集連絡が入って、その時点で消防団員は現場到着するということなんですけれども、即時の火災での消火活動について、どういうふうにやっていくかというのはこれから詳しく詳細を検討してまいります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） なかなか検討しても答えは出んのんじゃないかというような気がします。

そして次に聞きますが、先ほど、消防団が屋内進入して要救助者を救助するということは基本ありませんという答弁でしたが、基本ということは、基本でない場合もあるということです

か。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 基本、ありませんとお答えしました。炎が出てなく、煙もなくという場合屋内進入ができると思います。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 煙も出てない、炎も出てないいうたら火事じゃないんじゃないですか。これ、そう思いませんか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 建物火災には無煙、無炎という建物火災もございます。要救助者がいるところは燃えてない。その反対側は燃えているという場合を想像してください。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） ではそういった場合には基本をのけて救助に入るということもあり得るということですね。それはちゃんと装備をした上で入るんですか、それとも反対側が燃えてるからといって、火というのは、この間どなたかが言いよったですが、移動が1秒で30センチから1メートルするということを言っておられましたけど、そういう事態に発展する場合も想定できます。そういったときに何もなしにそういった基本を取り除いて救出に入るわけですか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 現場の指揮される方が安全であると認識、確認された場合のみ入れます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） どなたがそれ判断するんですか。いろいろちょっとさっきから矛盾が出てきよるんですけど、果たして一体どなたが消防団が到着しとって、どなたが一体その判断をするのか教えてください。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 判断、指揮される方は団長、もしくは分団長、副団長となると思います。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 盛んに再編成の内容、救急車を強調されるんですが、私は火災というのは、消防車、救急車が連携して出動するのが常識ではないかと考えますが、私の考えは間違いでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 火災が起これば、消防車、救急車連携をします。今回の再編案につきましては、まずは救急隊が救急車に乗って現場、その後消防車が到着するという流れです。その間消防団の即時出動によって初期対応を行いたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 時間がないので次行きます。問いの4になります。町は町民の理解を得るように説明をすると言っておられました。当初、全ての町民に説明をした、丁寧な説明をした上で、これを実行したいということだったんですけど、たった4地域の区長会だけに説明して、そこから住民には説明せずマスコミに発表する。これは自治体としての本分をちょっと逸脱しとるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防の再編の説明については、4月の行政区長会で説明を行い、6月2日

に大朝地域で、6月9日には豊平地域において住民説明会を開催しました。今後も必要に応じて説明会を開催していきます。まちづくり懇談会でも説明をいたします。またマスコミ報道につきましては、区長会等の説明を取材されたことが記事にされたもので、こちらから発表したものではありません。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） しかしながら中国新聞、そしてホームテレビが取材に入りました。ちゃんと新聞にしてもテレビにしても、消防課長が詳細を説明してるじゃないですか。それにマスコミも勝手に入ることができる。ということは、マスコミに対してどうぞ取材してくださいと言ったとしか考えられんのですよ。ですから、豊平病院のときもそうだったんですが、マスコミが先に発表して、住民の皆さんがそれを見て聞いて驚いて大騒ぎになるという同じパターンですよ、これ。そしておまけに署員の方には、かん口令をし。ちょっとこれやり過ぎじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） マスコミ対応のことでございますので、総務課のほうからお答えをさせていただきます。まず、新聞報道につきましては、先ほど消防長が答えたように、区長会で区長の皆様にご説明申し上げたときに、中国新聞の記者の方が来られて記事にされたということでございます。ホームテレビにつきましては、新聞報道を受けてホームテレビのほうも動かまして、取材の申出がありましたので、新聞にも出ましたので取材をお受けしたという経緯でございます。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） かん口令をしいたのは何か意味があるんですか。私は新聞記事が出て、各消防出張所を回りました。そこでもらった職員、皆さんの答えは、一切このことはしゃべってはいけないと言われておりますと。申し訳ございませんということでした。これがかん口令でなくして何でしょう。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） このことにつきまして、こうですと断言するものではないんですけども、いろんな事案があった場合、組織対応として対応窓口は一本に絞ります。関係職員については、個人的な感想も含めて対応は慎重にというのは当然組織の在り方としてありますので、外部対応については、消防、総務のところ窓口となってい、職員については個人的な意見を含めて対応は控えるようにというようなことだったろうと思います。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） なかなか詳しいことは教えてもらえませんが、では、次の問いに行きます。消防車が本署に統合されたとしましょう。そうした状況になった場合の町民のメンタル、これを考えたことはございますか。これまでは、町民の皆さんは消防署、出張所がある。そこに消防車があるという安心感がありました。それが消防車がなくなるというだけで不安を抱えることになるんです。消防基本六法の消防力の整備指針の冒頭に、市町村においては消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要があると記されています。そのとおりだと思います。しかし今回の町の再編案は真逆の内容ではないかというふうに私は感じます。ご答弁を求めます。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防車がなくなる、不安であるということでございますが、出張所へ消防車の配置はなくなりますが、救急業務の機能強化を目的としている再編でありますので、全町的な救急体制は強化されます。救急事案が発生すれば出動しますし、火災があれば救急車で現場へ向かえます。そこへ負傷者がいればすぐに応急処置もできます。住民が不安とならないような体制づくりをしてまいります。次に、消防基本六法の消防力の整備指針でございますが、指針の冒頭に議員がおっしゃられましたように記載はあります。しかしその最後に、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものである。との記載があります。地域の実情に即した体制が今回の再編案と考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） まず、メンタルの話ですが、やはり不安は当然あります。説明会でも随分とその声は上がったことをご承知のはずです。そして住民が不安とならないような体制づくりと答弁がございましたが、一体どんな体制をつくるのでしょうか。不安にならない体制、これを聞かせてください。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 先ほどから説明してまいるとおり、救急業務の機能強化、消防車がなくなる不安というのは、その救急の機能強化で応えるように考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 確かに言われるように救急業務の質は若干ではあるが向上すると思います、体制を変えたら。しかし、これは火災だけではない、救急もそうですが、火災も含まれて、そして高速道路やなんかの火災も考えられます。いろんな事案が考えられます。その体制、その不安をどのようにして住民が、ああ大丈夫だということになるのか。もう一度お聞かせください。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 救急業務に関しましては不安は取り除けるものだと思います。火災に対しては消防団との連携を強固にし、住民の不安を和らげるような体制をつくっていききたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 次に参ります。先ほどの消防基本六法の答弁でありましたように、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものであるということが最後に書いてあるということでしたが、これは最初の冒頭の私が申しました文言、これを裏づけるものじゃないかと思います。地域の実情に即した適切な消防体制というのは、この広い広い北広島町、琵琶湖ぐらゐある北広島町の消防体制、そして救急体制をいかにして整備していくかということが求められるんですよということが最後に書いてあるんです。頭とつながるんです、これは。そもそもこの指針ですね、消防六法に書いてある指針、これに基づいて基本は、この六法が言おうとしてることは火災ゼロなんです。火災が少ないから消防車を削減しよう。そうじゃないんです。火災はゼロを目標にしてるんです。そして、万が一のために即座に消火、救済できるような体制をつくるための消防署なんです。それを何か私は取り違えているんじゃないかというふうに思います。確かに財政、あります。しきりに言われます。消防車1台約700

0万。でも減価償却してって、例えば15年だとすれば、さっき同僚議員が言っていましたように、あれよりももっと安いんですよ。今廃車見込みの消防車両は20年選手でしょ。あんなのは年間300万ですよ。ですから、それを削減して、火災の際の人命救助をおろそかにするんかどうなのかというところが今回求められております。ご意見を賜ります。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 財政のところでのご質問でございますけども、確かに財政効果を上げるというふうな目的はございます。こういう観点で全ての事業について見直し、精査をしているところでありますので、消防に限ったことではありませんけども、今回のものについては財政効果もこれだけありますよという説明はさせていただいております。それも一面ありますけども、説明させていただきますように、この見直しについては、これまでの消防の救急の経験を検証しながら、基本計画にもありましたように、検証もありましたので、特に救急体制、若干の効果あるというふうなご指摘でしたけども、これは火災現場だけでの対応ではなくて、全町的に救急車が機動的に受けるような体制、現在であれば出張所管内で火災が起きれば消防車出動しますので、救急車もう動かないと。町内では1台もう動かない救急車が発生するというふうな状況であります。ということは3台で4地域を回すというふうなのが現在のところであります。しかも本署、千代田地域から参りますので、一番多い、年間400件以上の救急件数がある千代田地域に救急車がないというふうな状況が生まれます。そうすると、また違う出張所から救急車を出動させ、到着が遅れるということの循環がありますので、救急体制の強化というのは火災現場だけではなくて、そういうことも含めての対応が高まりますというふうなことであります。このことを、これ効果という言い方しておりますけども、こういうこともありますというのをしっかり説明の中でもさせていただいて、皆さん方にもご理解といいますか、知っていただきたいというのはあります。知っていただいた上で、じゃあどうすればいいかというのを一緒に議論していただきたいというのが今回であります。今回出させていただいた案は、現場を持っている消防の経験の中で、こういう形が一番、一番じゃなくて、ベストじゃなくてベターだろうというところで案を出させてもらってますので、それについて説明をさせていただいて、ご意見求めているところであります。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 時間がないので最後に町長にお尋ねします。今回の再編案、これだけの町民が反対をしております。疑念を持っております。それでも何としてでも押し通すおつもりかどうか、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 今回の再配置につきましては、いろいろご意見をいただいておりますけども、詳細に説明すれば私は理解をしていただけるものだというふうに思っております。理解がいただけるよう、しっかり説明をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 泉田議員。

○10番（泉田暁彦） 最後になりますが、今回の再編を見事という人は恐らく一人もいないというふうに私は考えております。一日も早くこの再編案を見直し、町民の皆さんに安心を取り戻していただく。そういう、町が努力することを強く要請するものであります。そして、要求するものでもあります。ぜひともよく今回の最初申し上げた、これは事実です。事実もちゃんと考慮していただいて、ぜひとも今回の見直しをしていただくよう強く要求して、私の質問を終

わります。

○議長（湊俊文） これで泉田議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。２時１５分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 ２時 ０５分 休 憩

午後 ２時 １５分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。６番、伊藤淳議員の発言を許します。

○６番（伊藤淳） ６番、伊藤淳です。先日の壬生の花田植では観光協会のきたひろ案内人として来場者への歴史案内などを行いました。ある方の、なぜ田楽をするのかという質問、研究者の方だったようなんですけども、みんなですることによる効率化と疲労軽減、そして出会いの場、加えて、先日の赤米の田植の経験談を伝えました。大人数で手で植えるときには、ひもで筋を合わせて植えて、植える人が下がってひもを移動させるという順番があるんですけども、子ども、大人が入り乱れての田植だと、まあそろわん。まあ声を張り上げて、移動してくれ、植えてくれっていうのがあります。大変です。田楽がある理由が想像できると思いますと答えると、とても納得されました。実際にやるとありがたみが実感できます。今回の消防署再編の質問も現場目線、そういったところで聞いていきます。この再編案への質疑、既に同僚議員が多数されて私の質問と重なっています。幾つかの質問は省きながら進めていきます。ご理解ください。質問事項です。豊平と大朝の消防出張所の再編について。令和４年１２月に策定された消防本部本署庁舎整備基本計画では、人口減少や消防需要推計を踏まえ、将来的な消防署所再編について検討されています。その後の全員協議会や区長会においても、１署１出張所体制や救急車のみでの体制など、方向性が変遷がありつつ示されてきましたが、地域住民や消防団員からは、地域の安心・安全や消防団への負担に対する不安の声もあります。また、消防需要指標値や平均到着時間などを基にした検討だけではなく、中山間地域における地理条件、積雪、地域面積、消防団の実働体制なども踏まえた議論が必要であると考えます。加えて、説明が行われていることと、住民理解が追いついていることとは別であり、地域住民が将来の消防体制をどのように受け止めているかも重要であると考えます。６月２日、大朝の説明会ございました。通告前だったので、６月２日の説明会のみしか書かれてないんですけども、どのような質疑と答弁があったかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） ６月２日、大朝地域での地域住民説明会では多くの方の参加があり、貴重なご意見をいただきました。内容については、再編をする理由や消防団との連携、中でも一番多かった質問は、初期消火が遅れるのではないかと。また消防団との連携は取れるのかという声が多かったように思います。これらのご質問に対して編成をする必要性、消防団との協力体制、救急業務の強化等を説明させていただきました。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 当日の意見も踏まえていきますと、大朝では130人以上が雨の中でも集まっていたと、豊平は200人以上とお聞きいたしました。ある方は、説明会の中での意見で言いました。こんなに集まったことはない。それだけ多くの関心を集めている事柄だと。また、これだけの反対意見の中で進めるのは、地域の意見を聞く協働のまちづくりなのか。といった意見もございました。一つ質問飛ばしまして、過去の一般質問などにおいて、住民説明を行い、意見を聞きながら検討する。決定ではないという説明が、この再編に関して私も4回目かな、何度もしています。全員協議会でも検討する、意見を聞く、決定ではないというのをお聞きしていますが、先ほど同僚議員もあったように、なぜ、このような新聞報道になった場合、新聞報道による住民不安、この辺どのように認識をしているのかをお聞きいたします。参考資料も発信いたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 新聞報道につきましては、こちらから依頼したことはありません。内容については新聞記者の方が議会、行政区長会等を聴講して書かれたことと推測いたします。今後とも住民の方に救急体制の機能強化の狙いも含め、正しく内容が伝わり、不安のない説明会等を開催したいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 不安のないように。本当にそのとおりです。ただ、住民理解を十分得られているか。そういう部分を考えているかということなんですけども、先ほど言いましたように、説明するというのと、単純に言うのと、納得してもらう、理解してもらうは違います。住民の皆様へ理解していただけるように、説明会などによりしっかり説明と言いましたけども、2回の、今現在ですね、2回の説明会を終えて理解が得られる状況なんのでしょうか。質問は、住民理解十分得られていると考えているかどうかでお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 今後も住民の皆様に理解していただけるような説明会などにより、しっかりと説明をしていきたいと思っております。数多くの質問に対して答えを出していきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 次回の説明会もその場で要望されて、こういうことを答えられるようにしてくださいという多数の意見があったと思います。私は何か、理解得られる状況なのかなというのは本当に疑問が残るところではございます。次参ります。消防本部本署庁舎整備基本計画における内容についてということで、令和7年2月議会の一般質問において、計画に書かれている平均走行時間や10分以内に現場到着できる割合などお聞きしましたが、答弁は述べることは難しい。数字だけを述べても理解は得られないでした。改めて、現段階における状況をお聞きいたします。管内全域の平均走行時間はどのように変わるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 管内全域の平均走行時間ということでございますが、現場へは現在と同様に各出張所から救急車で出動しますので、平均走行時間は変わりません。消防車が現場へ到着する時間は本署から火災現場まで、距離により到着時間は変わってまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

- 6番（伊藤淳） 計画は成り立たないので、具体的な数字を答えてほしいところなんです。計画は既にあるんですよ。計画は既にある。ケース・バイ・ケースだとしても、計画における千代田の消防車がつく時間というのは、千代田から本署からですね。着く時間というのは、これ救急のみの体制となっても場所も道路も変わっていません。今田トンネルは変わりましたね。道路の基本は変わってませんので、救急のみの体制となっても千代田から消防車、消防署のポンプ車が来る時間変わらないと思うんです。どうですか。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 変わらないと思います。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 次の質問も含めてそこをお聞きいたします。大朝地域と豊平地域において、10分以内に到着できる割合はどのように変わるかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 先ほどもお答えしましたが、現場へは現在と同様、各出張所から救急車で出動しますので、割合の変更はありません。仮に放水までの時間となりますと、消防団の到着時間や本署から現場までの距離によって時間は変わってきます。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 割合の変更はありませんとあるんですけども、残念ながら、計画においては1署1出張所体制の計算であって、消防車と救急車を分けて運用するという考えではございませんので、計画における10分以内に千代田本署の消防車が何分、10分以内に到着できる割合、これを答えていただくことは可能でしょうか。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 千代田から大朝地域、豊平地域において10分以内に到着できる割合ということでございますが、割合的なものはちょっと説明が難しく、できません。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） ではちょっと、私のほうから計画における数字を今参考資料としてお送りいたしました。運用効果、現状です。現状は大朝と豊平の平均走行時間は大朝が3.2分、豊平が7.3分です。それに対して平均走行時間ですね、大朝、芸北出張所、1署1出張所体制になって、消防車が千代田本署から出た場合の時間が平均走行時間、大朝が14.5分、11.3分の増加、豊平地域は16.5分、9.2分の増加となっております。10分以内に到着できる割合ですね。こちらが大朝地域ですね。ゼロです。豊平地域が合わせて4ですね。4%の地域が10分以内に到着できると。それぞれ数字の比較はあるんですけども、基本10分以内には到着できないですね。その辺の細かい数字もそれぞれ出ております。そのような中で、計画には明確に書いてあるんですよ。前回、でも答えていただけなかった。これ公表されている計画です。なぜ言っていないんでしょうか。これ前にもお聞きして、独り歩きをしてはいけないからなんですけども、この間の説明会、ここお聞きしても一度も答えていただけません。大朝の説明会では、この時間お聞きしても答えていただけませんでした。そういう思いの上で、次に参ります。中山間地域における積雪や道路事情などをどの程度反映している計画なのか。走行時間を算出する基本条件とともに説明を求めます。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 消防本部本署庁舎整備基本計画に記載してある到着時間などの数値を確定

するための車両速度は、幅員や交通などの諸要因の影響は考慮せず、一律に50キロと設定して計算を行っています。また、このことについては、平均走行時間などの算定値は実際とのずれは考えられるが、署所配置案別、または地域別の運用効果の相対評価を行う際には差し支えないと記載がございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 後半の分かりにくい部分、簡単に言いますれば、差し支えない部分ですね。大まかに計算して出していますと。幾らか条件が違えども大きくは変わらないという意味だと思います。ただ、幅員等ありますが、一律50キロの設定、かつ積雪等の条件、交通事故だったりも含めてです。そういったもろもろ状況を考慮してないんですよ。除雪前の道路、夜中に雪がどかっと降っていて、朝方結構、夜中、深夜から朝方にかけても火事が出ると、除雪前の道路です。まあスピードは出ません。屯所にすら行けない団員もいるかもしれません。また除雪をした後の道であってもスピード出せない、凍った路面です。凍った路面だと、これもまた危ないですね。50キロ出せるかどうかです。除雪中だと、どうしても幅も少なくなってくるところも少々ありますね。そういった冬場の時間、さらにかかるだろう。そういった想定がなされてない平均走行時間でもあります。次に参ります。令和4年に出された消防本部本署庁舎整備基本計画に救急体制を主とした体制というような内容がありますか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 救急対応を主とした体制という内容はございません。基本計画の内容は、将来的に本署、芸北出張所体制へ再編することが望ましいとされております。その際には本署へ救急車の増設などの記載があり、救急対応は重要と認識をしております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 計画にはないんですよ、救急体制を主とした体制。もう一つ、私もこれ言うかどうか、後から見て確認をしてがあったんですが、今言われたとおり、救急車の増設等というのがあったんですよ。これって財政効果逆にマイナス、あってトントンじゃないかなと思うぐらいではあるんですけども、ちょっとここ通告の内容にしっかり含めてなかったのも、ほかのとひっくるめて後でお聞きいたします。では、計画に戻ります。火災件数や救急件数、計画のように推移、現在してるんでしょうか。一応人口減少に伴って減っていくだろうというのはあるんですけども、消防需要指標値に対して、救急と火災の平均件数はこれは減算しないという状況での条件だったと思うんですけども、それによっても、推移というのは今現在どのようでしょう、計画に対してです。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 計画の推移状況でございますが、計画からまだ年数がたっていないため、はっきりと答えることはできませんが、過去5年の推移を読み上げます。令和3年、火災ですが、14件、令和4年17件、令和5年15件、令和6年18件、令和7年が21件となっております。救急件数につきましては、令和3年が949件、令和4年が1043件、令和5年が1035件、令和6年が1067件、令和7年が1068件となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 同僚議員の言われたように上昇していると。長期間で見れば横ばいになるぐらいの数字かもしれませんが、基本上昇していると。では、出張所の再編に関する年度や指標は書いてますか。1、計画は1署1出張所体制ということで、今説明されている計画とはち

よっと違うんですけども。人口推計によって、これぐらいになったら再編をしなきゃいけないというような指標はあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 基本計画には、将来における消防の在り方について記載しており、何年度までに再編をとというような記載はございません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 計画は、将来の人口減少、新しい本署を使う期間である例えば40年先までの40年間も見据えての計画であって、救急隊を主とした体制というのは書かれていませんし、救急や火災の件数は計画のような推移はたどらず、再編に関する指標もない中で、さあ、この計画に基づいてという言葉の時々言われるんですけども、今、急いで再編を進める必要はあるんでしょうか。実際先ほどその根拠となる数字も語られない。説明会でも数字の説明がないというのがあったと思いますが、こういったところを後で改めてお聞きします。消防サービスの平準化というのは計画にもありますが、どのような状態を指していますか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防サービスの平準化とは地域ごとの格差をなくし、どこでも均質的な消防救急サービスを受けれるようにすることと認識をしております。近隣自治体との比較でございますが、安芸高田市は1署1分駐所、安芸太田町については1出張所となっており、北広島町が1署3出張所ですので、署所数としては本町は多いと言えます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 似たような質問がずっと続いているのでお疲れだと思います。頑張らしましょう。近隣自治体の比較も言っていただきましたが、消防サービスの平準化というのは、地域ごとの格差をなくしとあります。この地域ごとというのは言葉尻を捉えると、旧町単位なのか北広島町なのか、かなり差が出てきています。平準化とは何でしょうか。加えて、北広島町、所の数は多いんですが、それはうちの北広島町が広いということの裏返しではないでしょうか。実際は説明会における資料にもあるように、現在の所の数を面積で割ると、現在の所の数、1所3出張所、4の数で面積を割ると、県内13本部のうち11番目です、現状です。広いんですよ。どうしても時間がかっちゃうんですよ。近隣自治体を比較してもです。次に参ります。救急対応を主とした体制及び施設維持について、豊平出張所及び大朝出張所を救急対応を主とした体制へ再編する理由と根拠、また、他自治体での運用例はあるのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 救急件数が増加傾向にあること、火災発生時についても、出張所から救急隊が出動することで火災現場で負傷者が発生した場合には即対応ができること。また、本署管内には救急車が現場に行くことなく配置されますので、本署管内で救急事案が発生した場合にも早期に対応できることから、救急対応を主とした体制としたものでございます。他の自治体の運用例は把握しておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 他自治体は把握してない。なかなかないと思います。私のほうから1点ご紹介するのは、うちの子どもも持ってます、トミカで消防車というのがあります。消防救急車というのがありまして、消防機能と救急機能を併せ持った車がございます。現在実際に運用しているのは福井県あわら市で、全国で3台ですね。らしいとのことで、新聞記事でちょこっと読

んだので実際かは分かりませんが、なかなかやっぱりそういったものがあったとしても、運用、稼働が難しい。なかなかやっぱり別々に運用しないと難しいんだろうなというのを正直思います。1つ質問を飛ばしまして、救急対応を主とした体制の恒久的な維持を想定しているかです。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 今後の管内人口や消防需要の推移、また社会情勢の変化を見据えながら継続して検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 検討していくと。大朝出張所、豊平出張所、救急車だけを残すのであれば、スペースが少なくなるとか、いろいろあるんですけども。検討していくというまんまでいきますと怖いんですよ。人口や消防需要に応じてというので計画も書かれているし、その計画にない救急対応を主とした体制というので有事を考えるとですよ、火災や救急の件数、今全く減っていないんですよ。結局のところ、検討と言われるといつなくなるか分からない。件数も減っていない。これ大きな不安なんです。それに対しての説明会での人数だと思います。説明会で質疑が重なった部分ですね、消防団との連携についてをお聞きいたします。地域を守りたくて消防に入った方が言っていました。もし救急対応を主とした体制になったとき、水も装備も時間もない中で、家屋の中に要救助者がいるのに見ているしかない状況が来た場合、何のための消防署なのか、何のための消防団なのか。どこまでが命や地域を守るという行動なのか、自分自身も含めて消防団員なんで。これをすごく悩むと言っておられました。救急隊と消防団の火災時の初動対応における役割分担、これお聞きはしてるんですけども、もう一度改めて私のほうでも聞かせてください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 救急隊と消防団の火災時の初動対応ということです。出張所救急隊は、けが人がいた場合は救急対応となります。いなければ防火衣を着用し、情報収集や避難誘導等活動を開始します。消防団は招集連絡により火災現場に出向し、水利の確保をし、放水を行い、協力できるところはともに活動します。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） ここの部分は同僚議員のほうでもっと細かくお聞きしてますので、割愛をしながらお聞きするんですけども、救急隊は水利がないと屋内進入はできません。消防団も屋内進入はできません。その上で、説明会の当日の答弁でも、今回の再編は要救助者を救助し、命を守ることを優先するべきという考え方に立つと言いましたが、放水できないと火災が起きたら屋内進入できないんですよ。そんなときに要救助者を救助する、命を守ることを優先することにつながるんでしょうか。どうしても時間遅くなります。火災が起きている中に消防団は入れませんし、救急隊も防火衣を着てても水利がないと入れないので。その点のお考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 水利の関係でございますね。現場対応の概要については、現状と大きく変わることはありません。今でも各出張所が救急出動中に火災が発生をすると消防団が先着をし、消火活動を実施していただいております。消防署が到着した際には放水を継続する。中継送水に切り替える等現場の状況により異なりますので、消防署の現場指揮者と協議し、対

応することになります。消防団の現場到着から放水開始までの時間についてはケースによるので申し上げられませんが、早急に放水をするよう活動されています。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 少し補足をさせていただきます。私も説明会の場におりましたので、消防がお答えした内容も含めて答弁させていただきます。今のお話は、家屋火災で逃げ遅れた人に対しての救助をどうするかというところの一点の話でありますけども、説明会の場で消防担当が説明したのは、多い事象、事例は林野であったり、草原、草原というか草むらであったりとか、そこで野焼きをやって火がついて、それを消すために熱気を吸って気道確保ができない方がおられると。それについては救急的な対応が必要なので、ケース的にはそちらのほうが多いです。逃げ遅れた方は別ですよということではなくて、そういう意味で救急が優先的に行ったほうがいい場合もありますよという説明でありました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） では過去5年間でそういう事例は何件ありましたか。救急搬送が必要であった場合、家屋入らずとも、草原等の気道熱傷で救急搬送しなきゃいけない、その場で処置できるようなものは除いてですよ。救急搬送しなきゃいけなかった事例、過去5年間、過去10年でもいいです。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） ちょっと現在資料がありませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） すみません、補足です。今の話については、消防職員の経験則での話でありましたので、先ほど申し上げましたように、これまでの事象を整理をして、どういうケースがあって、どういう対応してきたのかということも整理をして、また説明会なりをしようと思っておりますので、その件数については、これから過去のものを整理をしままいります。その中で指摘されておられます家屋の中で逃げ遅れがあった方で、その中まで入って行って救出する事例があったのかどうかも含めて整理をしまいたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 整理した実際の数字を基にしないと、結構今の説明、説明会でも二、三度聞いたんですけども、実際、じゃあどうなんですかということになります。それも含めて迅速な救急体制を構築すると言われてるのであればいいんですけど、根拠はないと迅速かどうかは分からないです。前後しましたので整理しますよ。放水時間の部分はちょっと先に言われたので。放水時間ですね。消防団との放水の時間差なんですけども、出火箇所の確認を除いて、現着から放水までの時間というのは消防署と消防団の差どうやってもあります。水利を探して堰をして可搬を下ろして、可搬動かして、ホース延ばして。に対して消防署のやつはもう水槽がついてますので。その点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防署は現場到着、放水まで僅か1分。消防団になりますと、水利の確保、水のせき止め、その他もろもろ活動がございます。早くて5分、長くても10分以上かかると思います。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 実際そうです。夜中に出たときには人が足りないというのもあるんですよそこ

は今から言いますね。消防署のポンプ車と消防団のポンプ車、違いがあります。これ水槽付かどうかだと思うんですけども、次の質問に加えて、そういうふうになると10分の差がある。でも、それ以前の話で、団員不足によってポンプ車が出動できないケースあるんですよ。こちらのほうお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） まずはポンプ車のことご説明申し上げます。ポンプ車は防火水槽や消火栓、川などから水をくみ上げる放水車両なので機能的には違いはありません。水槽付のポンプ車は、水槽付消防ポンプ自動車と呼ばれる車両で、消防団は所有しておりません。また団員不足ということの話の中で、これまでの火災現場においてポンプ車が出場できてないというケースはありません。しかし消防団員の減少は深刻に受け止めております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） ポンプ車が現着してないというのは消防団でもないんですよ。ただ、屯所や班によってはこれがあるんです。私もありました。待って待っても来ない。連絡してもいない。その辺を把握しているかどうか、そこの辺は当日の説明会でもあったんですけども、一応お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 全てのケースで把握しているわけではございませんけれども、確かに消防団員、漏れ聞こえてくる中でいけば、屯所に行ってもほかに団員が来ないので、ポンプ車を出動することはできないということは聞いたことはございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） では、今後の消防団の実働体制における課題はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 今後の消防団の実働体制ということですけども、消防団員数の減少というのは人口減少と比例するということも考えられますが、火災、水害、捜索活動等に支障がないよう維持しなければならないと考えております。また、消防団員は指導訓練員の指導の下、訓練を日々行っております。その訓練を糧にして現場対応に当たっております。地域住民の皆様からの支援は非常に心強く、活動に役立っております。そういった皆様方の期待に応えるべく、今後も活動を行ってまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） ただ、当日アンケート取ってくれてあったんですが、平日と休日、日中と夜間、それぞれ実働体制全然違いますし、仕事中だったら現場仕事、火事の告知放送なんて気づけない、家や事業所にちゅピCOM音声告知を入れてないから分からない。メールじゃ気づかん。そういった課題もようけあるんで、そういった課題を掘り起こすようにアンケートを消防団に取ってもらいたいと思います。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） これまで大朝地域、それから豊平地域で説明会を行ってまいりました。皆様方からいただいた意見についてはそれを十分に酌み取って、先ほど議員がおっしゃられましたように、アンケート等を取りましてお返しをしたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 消防団の連携をお聞きしたんですけども。ごめんなさい。消防署のところをお

聞きしていいのであればちょっと聞かせてください。急病や交通事故などで救急車が出払ったときの不在時間に火事が起こったときはどうなるのでしょうか。その場合、不在時間どれぐらいなのでしょう。その点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 救急出動中に火災が起きたということでございます。千代田管内で火災が起きましたとします。救急出動、本署が出てますといったときには、2人でポンプ車に乗って現場へ向かいます。大朝の車が来ます。不在時間は救急のケースによって随分時間が違います。転院搬送なら小一時間かかると思います。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） ここの部分深くしたいんですが、次に参ります。午前中の同僚議員で、消防署の動き、消防車や救急車、非番の人員が行ったり来たり複雑でした。説明会でも消防署への負担は確実に増えるだろうというところで質問もあって心配もあったんですが、どうでしょうか。どの程度増えるのかというのは想像されてますでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） すみません。もう一度お願いします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 消防団員さんはどのようになるでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防団員の負担ということでございますが、やはり救急出動が増えますので、非番職員の招集率は高くなると思います。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 次に参ります。消防需要指標値という割合で計算した小数点で議論するのではなく、1件1件の火事で想像してほしい。私ずっとこれ言ってます。自分の子、親、夫や妻が苦しんでいる、もしくは家が煙でまかれている状況、もう10分待ってくれ、雪で主要道路が通れないなんてことは言えません。消防団員も、現場の人間も。財政効果、これずっと言ってますが、財政効果どのように試算しているのでしょうか。人件費、ポンプ車、建物老朽化、維持管理費、借地料、それぞれあるんですけども、同僚議員が言いましたね。15年間の費用、それぞれ大朝出張所、豊平出張所、試算されてますか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 人件費につきましては、再編後も人員の増減はありませんので変わりません。消防車両については、大朝及び豊平出張所の消防車両の配置を取りやめ、本署へ配備することを検討しており、そのことで1台の車両を削減することができます。1台の車両を削減することにより、車両の更新費約7000万円と維持管理費の削減が見込まれます。建物の改修などについてもポンプ車1台分のスペースが必要なくなるため、現状より安価になると見込んでおります。借地につきましては、現在の場所から移転すれば現在の借地料は必要なくなります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 15年間での費用を出していただきたい。例えばです。1年間何ぼかかってくるかでもいいです。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 1年間、車両費、メンテナンス費、ガソリン代等々含めて7000万円と試算しております。15年、年間400万ちょっとです。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） ちょっと数字を聞き始めると、時間足りないんですが、更新費の7000万と維持管理費、今の1年間で聞いたのが7000万なんで一緒になってちょっと分からない。どっちみち説明会でこの点聞かれてるので、しっかりと数字を出して、次の説明会に臨んでいただきたいです。1つ飛ばしまして、広域化や一部事務組合などへの移行の可能性と想定、メリット・デメリットをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防の広域化等については、国による市町村の消防の広域化に関する基本方針により現在も県内消防本部が会議に参加し、協議が続けられています。すぐ状況が変わることは今の時点ではございません。メリットでございますが、管轄の境界がなくなるため、場所によっては、現場到着時間の短縮、災害に対する大量の車両や人員を導入することが可能となります。デメリットでございますが、負担金の割合で、場合によっては現状の消防費より増額する可能性もあります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） この部分かなり議論があると思います。これもできるだけ数字を出しての説明会で説明をお願いしたいところです。次飛ばしまして、仮に数十年後や現在の人口の半分に人が減ったならば、再編の話、これも検討すべきかもしれません。現在町内にも現着20分以上かかる地域は一部あって、全国にもそのような地域、場所があります。しかし、現在のポンプ車がある安心感がいきなりなくなることはどうでしょうか。各地域で人口を増やそうと多種多様な取組、その取組を頑張って開催している町民、そういった取組は町民をないがしろにしているとも考えられます。頑張るとるんですよ、町民。人口増やそうと。なのにその安心感がなくなる。来てくれ、消防車なかなか来んのんだけどみたいな話になりますよ。そういったときに私はポンプ車のある安心感と暮らしの財政効果というところをやはり考えてしまいます。あることの安心感ですね。この点をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 消防車のある安心感ということでございますが、出張所への消防車の配置はなくなりますが、救急業務の機能強化を目的としている再編でありますので、全庁的な救急体制は強化されます。救急事案が発生すれば出動しますし、火災があれば救急車で現場へ向かいます。そこへ負傷者がいればすぐに応急処置もできます。火災現場以外での救急対応も強化されます。これまで以上に住民の皆さんの安心感を得られる体制づくりをしてまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 私の言う安心感の根拠というのは、例えば先ほども言ってる屋内調査と救助ができる消防車のこと。消防署の消防車がいれば消防団より早く放水できること、最短1分です。消防団だったら、現着までの時間がさらにかかる上に5分はかかります。地域住民、これからUターンや移住を考える人にとっては、火事が出たときのリスクや消防団への思いなど頭をよぎります。説明会においても消防団頼りの説明が続いて救急体制で迅速になりますという説明が続いてです。消防団を充実してからのお出張所の再編ではないか。順番が違いただろうという意

見が出ました。消防出張所の再編を保留にするべきではございませんか。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 今後住民説明を行い、再編の目的を理解していただき、よりよい再編となるよう検討していく考えでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 個人的には1分1秒争っている消防士さんが答えるというのはすごいしんどいものかと思いますが。冒頭で聞いた説明会なんですけども、大朝ですね、以下のような思いとそれに伴う拍手、これお聞きしていると思います。長期総合計画にある防災や緊急時に強い地域社会の実現という考えに逆行している。命は守るが財産はある程度仕方ないというように聞こえる。今後、人数が減れば減るほど残った団員の負担が増え、若い団員がさらに辞めていく悪循環ができる。なぜ町長は来ないのか、こういった意見もございました。今のまんまの説明、昨日今日と説明、似たような説明と答弁を聞いてます。このまま進めてもよろしいんでしょうか。地域の意見を聞いた結果でしょうか。消防団には、こういう考え方伝わってないんですよ。伝わってないまま説明会で初めて聞きましたという方がいらっしゃいます。訓練して、何で行け言われるんだとなります。消防士さん、消防士さんですよ。負担増えるんですよ。さらには救急車再編、1署1出張所の計画においては、消防車の増強が必要かもしれない。先ほど聞きましたね。交通事故やその他の場合で不在時間が増える可能性がありますよねと。そういったもろもろ含めて数字が示されてないんですよ。説明会において、なかなか数字がない。その中での根拠、なかなか私たち理解できなかったです。さあ次の説明会、ある意味楽しみではございますけども、しっかりとしたそういう根拠、数字伴って、理解していただける説明ができるんでしょうか。一度保留にします、皆さん一緒に考えましょうというのが、まず地域の意見を聞いた結果ではないでしょうか。町長の所見を聞きます。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） できるだけ地域の皆さんが理解してもらえよう説明会にしていきたいと思っております。町としては救急対応を重視した形で考えさせていただいておるわけでありまして、消防関係が全く遅くなってもいいという話ではないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） しっかりとした準備と検討と意見を持って、次の説明会をお待ちしています。私の一般質問は以上で終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤淳議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。3時20分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 06分 休 憩

午後 3時 20分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（湊俊文） 再開します。先ほどの伊藤議員の質問に対し、答弁漏れがありましたので、これを許します。消防長。
- 消防長（笠道宏和） 先ほどの伊藤淳議員の質問についてお答えをいたします。火災現場で過去10年、死傷者について、死者については過去10年で10名、負傷者については21名の方が発生しております。以上です。
- 議長（湊俊文） 5番、佐々木議員の発言を許します。
- 5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。まず最初に、消防署再編の住民説明会が大朝、豊平であり、多くの住民の方々が参加されました。また、多くの住民の声をお聞きし、議員として町の安心・安全のまちづくりを目指して議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは今回の質問に参ります。今回の質問は、災害に強いまちづくりと防災についてのPart 2であります。前回、3月議会で高齢者の防災力の取組、女性の視点を取り入れた防災、参画支援の対策と現状について質問をいたしました。今回は、気象庁の発表する気象情報提供が令和8年5月28日から大きく変更になることについて、情報の変更点、活用方法について、また昨年度導入した備品等の活用等について質問をいたします。まず最初に、気象庁が発表する大雨警報等の防災気象情報提供は、災害時に避難の情報を判断するのに重要であります。避難のタイミングを分かりやすく伝えるため変更された今回の気象情報の提供は、河川氾濫、大雨、土砂災害の情報など、どのように変わったかお聞きをします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 言われるとおり、防災気象情報は、災害時に避難の判断をする上で非常に重要な情報です。これまでの防災気象情報は、自治体が発表する警戒レベルとの対応が分かりづらく、避難のタイミングを判断しにくいという課題があったため、新たな防災気象情報の運用が開始されました。例えば、レベル3大雨警報、レベル4大雨危険警報というように、情報名称そのものにレベルの数字をつけて発表します。また、レベルごとの名称を統一し、レベル2は注意報、レベル3は警報、レベル4は危険警報、レベル5は特別警報と発表され、気象情報と避難行動が対応されるようになりました。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 私もパンフレット見させていただきましたんですが、気象用語ですから、なかなか頭の中に入りません。絵を見ながら、前回よりは少しは分かりやすくなったかというような印象を持っております。次の質問に行きます。警報・注意報の情報面にレベルが付記されているが、判断の目安はどのようなことでしょうか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） レベルの数字そのものが判断の目安になります。例えば、レベル3が発表されたら警戒レベル3で、高齢者等自主避難が困難な方は避難のタイミングであると直感的に判断できるようになりました。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次の線状降水帯の発生の発表はどのように変更になったか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 線状降水帯の発生は、これまで顕著な大雨に関する情報として取り扱われてきましたが、新たに気象防災速報、線状降水帯発生として発表されることになりました。変更となった点としては、直前予測を行い、従来県単位でお知らせしていたものが、広島

県北部といった区域単位となり、線状降水帯となる２時間から３時間前を目標に予測されます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○５番（佐々木正之） 線状降水帯が発生するのが２時間から３時間前の目標とされている。地区予測も広島県から、例えばこちらの地区だったら県北部だというふうな認識をしておりますが、その正確さはどのようなことでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 気象庁が発表するものであります。正確さについてはまだ始まったばかりということで、先日の台風６号でもこういったことがあったのですが、発表されないということもありました。今後の状況を見て判断をしたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○５番（佐々木正之） 次の質問に行きます。河川氾濫の危険度の伝え方はどのようになっているのか。具体的には、対象河川はどのようにしたら確認できるかをお尋ねします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） レベル２氾濫注意報、レベル３氾濫警報、レベル４氾濫危険警報、レベル５氾濫特別警報という伝え方になります。河川氾濫の対象河川は国土交通省または広島県と共同で発表する洪水予報指定河川のことで、流域面積が大きく、氾濫した際に甚大な被害をもたらすおそれがある河川となります。太田川や江の川などになります。国土交通省のホームページ「川の防災情報」で確認できます。北広島町には洪水予報指定河川の指定はございません。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○５番（佐々木正之） ないということですが、対象河川以外というふうな判断をしてよろしいのでしょうか。それで河川での氾濫の危険性はどのように確認するのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 中小河川を対象にした水位周知河川として、北広島町では志路原川と冠川が指定され、広島県河川防災システムにて氾濫注意水位、また避難判断水位や氾濫危険水位を確認することができます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○５番（佐々木正之） 次にレベル５の氾濫特別警報は、どのような状況のときに発表されるのか、お伺いをします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） レベル５の氾濫特別警報についてのご質問ですね。こちらについても、避難の誘導とすれば、もう命に危険があるという状況ですので、もうここまで出たときには、もうすぐにその危険地域から逃げるということになりますので、できればこれ以前までに避難をしていただいて、身の安全を確保するといったようなことになります。またこちらの河川での氾濫ということになりますと、かなり水位が上がっていますので、本当にもう道路あるいはその住んでる地域に水が氾濫していくというような状況になります。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○５番（佐々木正之） 次に大雨に関する情報はどのような場合に発表されるのかお伺いをします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（辰川勝則） 低地の浸水や大きい河川以外の氾濫のときに発表されます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 川の水位が上昇して、レベル4相当の氾濫危険情報が発表された場合、北広島町ではどのような対応を取られているのか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 氾濫危険警報は、洪水予報指定河川の水位が上昇した場合や流量によって発表されます。北広島町は対象河川がありませんので、水位周知河川である志路原川と冠川の水位によってレベル4大雨危険警報として判断することになります。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 関係市町村の対応はどのようになっているのでしょうか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 関係市町村との対応なんですけども、近隣の安芸太田町だったり安芸高田市、それから島根県の邑南町といったところとは、それぞれその災害の協定等結んでいくところもございます。そういったことの中で情報を交換したり、ときには災害協定を結んでますので、何かあったときにはこちらのほうが物資支援などを考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 前もって通告はしてませんでした、大体何団体ぐらい現在あるか、ご存じでしたらお伺いします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 先ほど島根県邑南町というふうに申し上げましたけども、広島県内23市町で結んでおります。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次に災害が起きる前にレベルごとのチェックはどのようにするのか、お伺いをします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 災害が起きる前の住民が取るべき行動について、レベルごとに申し上げます。まず、レベル1は最新の気象情報に注意を払います。レベル2は、今後の気象情報に注意し、避難行動を確認する段階です。レベル3は災害が発生するおそれがあり、危険な場所にいる高齢者や避難に時間がかかる人は避難を開始します。レベル4は災害が発生するおそれが極めて高く、危険な場所にいる人は全員避難のタイミングとなります。レベル5は直ちに安全確保ということになります。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 新たな気象情報の情報提供の説明、リーフレット、特に子ども向けのものはあるか。あれば北広島町はどのように対応しているのかお伺いします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 気象庁が作成をした「大雨の災害から身を守るガイドブック」という子ども向けのリーフレットがあります。町内の小学校から、防災に関する出前講座の依頼がありますので、参考にしたいというふうに思っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） これは町内全学校に配布されたのでしょうか。それとも今から配布される

のでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） これは気象庁が作成したものですので、実際に紙ベースでこちらのほうに届いているということでもありません。ですので、まだこちらのほうから町内の小学校のほうに配布をしているという実績はございません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 案内のほうはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 先日、壬生小学校のほうで出前講座があつて、1年生から6年生までの児童の皆さん方に防災教育をさせていただいたんですけども、その中でも子どもさん向けのリーフレットがあるということをご案内をさせていただきました。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に広報用のユーチューブが、動画があるのかどうか。お尋ねします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 気象庁ホームページで、気象予報士による解説動画が公開されております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） まだ私も見たことがないんですが、ユーチューブを開くとあるというのは確認しております。新情報のほかにも英語版、それからリーフレット、動画リンクでも説明、手話、字幕はあるのか。あれば、北広島町はどのように対応しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 気象庁ホームページで、英語版リーフレットがございます。また、手話、字幕のある動画も気象庁ホームページで公開されております。町では外国人や障害をお持ちの方が相談に来られた場合は、これらのリーフレットや動画について紹介などご案内をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 向こうから問い合わせるのを待つのではなくて、一般住民の方も介護なさっている経緯もあります。広報等でPRが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 例えば聴覚障害の方にこういった情報を伝えるということであれば、チラシだったりポスターだったり、またホームページのほうで、目で確認いただくというような形を取らせていただく、あるいは外国の方もたくさん住んでいらっしゃいますので、こういったご案内の多言語化というものも今後考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今のことは、先日、同僚議員も手話の質問しておりましたが、これはぜひとも町でPRをしていただきたいというふうに考えております。

次に、危険度が高まっている地域を確認するにはキキクルの活用があると思いますが、大雨キキクル、土砂キキクルの意味を簡単に説明してください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） まず、大雨キキクルですけれども、中小河川の洪水の危険度と激しい雨による町中や道路の危険度を重ねて表示するもので、土砂キキクルにつきましては、崖や山による災害の危険度を表示するものです。表示の仕方は、今どこでどのくらい高まっているかというのを地図上で5段階に色分けしリアルタイムで確認するサイトでございます。現在地周辺のリスクを把握し、早めの避難行動につなげるための活用等できます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問ですが、出水期前の備えについて、地域での確認はどのようなになっているか、お伺いをします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 出水期前の備えということです。水路、河川の清掃や浸水などのおそれがある箇所は、土のう袋などのご準備をあらかじめ用意していただきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 土のう袋と申されましたけども、先日、6号台風が日本列島を縦断しましたが、ある地域では、行政が無償で各地区に配布してるというふうな放送をしておりました。ずっと見てたんですが、住民の方が土のうを自宅に持って帰られて、土のうの積み方が高く積むだけで、正確なというか、こうしたら水が入らないというような土のうの積み方ではなかったような気がします。日頃から、やはりそういう訓練は必要と感じました。そこで、こういう訓練はどのように行政では指導されることがあるか、あればお答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） こういった備えの訓練ということです。ちょうど今週日曜日、6月14日になるんですけども、大朝の運動公園のほうで、消防団員が水防工法訓練というのを開催します。こういった訓練をやりますというようなPRを町内にはしてないんですけども、今日この場で申し上げますので、もちろん見学のほうも可能です。訓練指導員がしっかり指導して、土のうの積み方、正しい土のうの積み方をしますので、ぜひご覧になっていただければというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私も地元で消防団員の方に土のうの袋の土の入れ方、積み方、3年前に研修をさせていただきましたが、すぐ忘れてしまうんですね、やらないと。何回もやっぱり繰り返しのことが必要ではないかというふうに思います。次の質問に行きます。ため池、調整池、調節池の確認はどのようにして災害の対応に備えているか、お聞きをします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） いずれも水を一時的にためる施設で、災害時のリスクはそれぞれございます。堤防決壊や越水、排水能力不足、また急激な水位上昇など考えられます。ため池は、主に受益者による管理で、令和3年から、ため池の診断をして改修などの対応をしております。調整池については、千代田地域と大朝地域の工業団地に設置しており、町管理の下、見回り点検や受益者へ委託しての草刈りなどを行っております。調節池については北広島町にはございません。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

- 5番（佐々木正之） ちょっと調べたんですが、北広島町のホームページには、ため池、調整池の記載がないんです。どこで確認をしたらよろしいのでしょうか。災害ハザードマップでの確認なのか、それとも違うのか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） ため池については、広島県のサイト「ため池マップ」というもので位置や浸水想定区域が確認できます。調整池については、町への問合せによりお答えをさせていただきますこととなります。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） これらのため池、調整池、管理が必要だと思うんですが、どのような管理をされているか、分かればお知らせください。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（辰川勝則） 先ほど申し上げたんですけれども、ため池については受益者の方に管理をしていただく。それから調整池については工業団地内にあるということで、町のほうが委託をして受託者のほうにお願いをしたり、あるいは見回り点検をして確認をしております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） これはあまり言いたくないんですが、ボランティアでやられているのでしょうか。それとも若干お金が出てるのでしょうか。分かれば。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） 工業団地内の調整池に関するご質問ということで、商工観光課のほうからお答えをさせていただきます。先ほど答弁させていただいたように維持管理、草刈り等を含む維持管理については、地域団体のほうに委託という形で適正に管理をいただいております。管理に伴う費用については委託料という形で算定をし、地域団体のほうにお支払いをし、適正な管理に努めていただいております現状でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） ちょっと質問が飛ぶんですが、今年度から道路維持班が各地域にできました。県道、町道の道路、歩道を直していただいております。今、非常に歩道とか溝とかというのは草がたくさん生えております。溝掃除、草刈りも行われるのかどうか、お答えください。
- 議長（湊俊文） 建設課長。
- 建設課長（藤井尚志） 道路の維持のご質問でございますので建設課のほうからお答えいたします。広島県が直接管理する国道、県道については広島県において、権限移譲を受けている県道及び町道については、北広島町において作業を実施いたします。町の道路維持班につきましては、町道及び利用頻度の高い農道も含めて舗装の簡易な維持補修、側溝清掃、草刈り、倒木処理等維持業務を委託している業者でなくとも実施可能な作業について実施をしていただいております。以上です。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 道路の補修は最近大変きれいになりました。これは町民の方喜んでおられると思いますが、ただ、歩道それから歩道の横の溝、大変草が詰まったり、泥が詰まったりして、8月以降ぐらいに年2回やられるのですが、その間に台風や大雨のときには道路に出てきて、大変危険な箇所が何か所もあります。そういう対応は早急にできないのでしょうか、お尋

ねします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 議員おっしゃられるとおり、国道、県道、それから権限移譲を受けている県道につきましても、基本的には年に1回の草刈り業務の発注ということになっておりますので、2度3度刈るということにはなってございませんけども、最低1回は刈らせていただくというようなことになっております。ただ非常に危険だということがございましたら、個別の対応等もできるところはやっていきますので、まずご連絡をいただいたらと思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をしました。次の質問ですが、昨年度自走式トイレカーを導入されました。各地のイベント等で使用されていますが、各地の個別のイベントですね、町のイベント以外、どのような申請をすればいいか、具体的な内容があれば教えていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） トイレカーについては、イベントなどで便利に使っていただくことは平時の有効利用となりますが、今のところ個別の貸出しは行っておりません。理由としては、公用車としての性質上、責任や補償が伴うということで、基本的には町が関わるイベントで町職員による運用を行っております。地域の防災訓練などで実際に体験できる機会をつくっていきますので、体験したいというご希望がございましたら、ぜひ危機管理課のほうまでお申し出ください。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） トイレカー導入のときにも質問をしたんですが、現在のトイレカーはユニバーサル仕様ではありません。問題はなかったのか、あれば回答ください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 今年度になって5月10日の新庄のはやし田、それから先日6月7日の壬生の花田植の会場のほうで皆さん方にご利用いただきましたが、イベントの中での補完的なトイレということでご利用をしていただくというふうに想定をしており、今のところ特に苦情などは伺っておりません。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 町のイベントで、それ以外は地域の防災研修会などでは使用はできないけど、展示というふうに理解をしました。先日私も雨の中、壬生の花田植で初めて利用させていただきました。最初は外観がキャンピングカーのようで、ちょっと分からなかったんですね。同僚議員に、あそこにあるであそこにあるでと言われて、初めて行ったんですが、本当にきれいで、キャンピングカーのようでありました。内部は思ったより広くて快適でありました。イベントなら多くの方に利用していただきたい。ある学校では、年2回土砂災害訓練、それから地震火災訓練など学校行事に計画をされております。トイレカーの展示や非常食の試食など声かけは必要でないでしょうか。お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 新たにそういった例えば避難所での使う備蓄品なり、それからライフラインが途絶えたときのための例えばトイレだったりとか、それから電源装置、こういったものそろえておりますので、皆さん方に広く知っていただくためにもそういった小学校等の学校での学習のときにご披露させていただいて、子どもたちにしっかり認知いただき、子どもた

ちが家に帰ったときには、ご家族の方に知っていただくと。こういったことの流れの中で皆さん方に知っていただくような形にどんどん提供していきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の質問ですが、防災グッズ、避難所で新しく購入されたのがあると思いますが、7年度の実績と8年度の購入予定、これをお知らせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 避難所に関する物資購入については、避難所生活環境向上のため、国の交付金等を財源に令和7年度は折り畳み式簡易ベッド40台、スポットクーラーを16台、避難所用パーテーションを40台、炊き出しセットを2台、組立て式シャワー2台を購入しました。令和8年度につきましては、天井付パーテーション50台、簡易ベッド60台、移動式エアコン12台、ヒーター兼冷却ファン12台を購入を予定しております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） この避難所の防災グッズ、在庫は足りているとお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 国の補助金を有効に使わせていただきまして、計画的に現在進めております。まだまだこれから取りそろえてまいりますので、先ほど申し上げましたように、避難所での環境向上を目指して、これからも備えてまいります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 昨年度の計画だったと思うんですが、防災キャンプを開催して炊き出し避難生活体験を実施したいというのがございましたが、これは行われましたでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 防災キャンプにつきましてですけれども、防災キャンプによる炊き出し体験については、以前、女性会を中心にやっていただきましたけれども、ここ数年は実施をしておりません。今年は何らかの形でやっていこうというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 備品を買われたので、ぜひとも何らかの形で実行していただきたいというふうに思います。できれば全部の学校とは言いませんが、希望があれば、子どもたちも火を使っているという炊き出しなので、今ガスをひねればすぐ炊けるので、そういう経験をさせてあげたらいいんじゃないかなというふうな思いでございます。次に、出前講座の実績と効果はどのようなことでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 出前講座につきまして、令和7年度は自主防災組織で13か所、小学校は2校、その他3か所行いました。知識の習得と実際を想定した避難訓練などにより災害時の対応につながると確信をしております。自主防災組織は町内で65か所あります。この取組が今後も広がっていくように期待をしております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 前向きに検討していただきたいというふうに思います。次に要介護者に対して安心できる避難所の環境整備はできているでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 要配慮者の専用スペースの確保や保健師への相談体制を整えており

ます。また、今年度は協定福祉避難所との合同の研修や避難訓練を計画しており、よりよい環境づくりを目指しております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後の質問になるんですけど、北広島町の自主防災組織への支援策はどのようなになっているか。補助金制度、出前講座の活用について伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 住民の早期避難を促すため、北広島町避難の呼びかけ体制構築・実践、地震の備え支援事業補助金により体制構築や実践訓練を実施された自主防災組織には、謝金、消耗品、備蓄品、訓練資機材に対して2万5000円を上限に交付しております。ただし、初年度の1回に限っては7万5000円を限度として加算します。出前講座については、自主防災組織として座学による研修、実践訓練などの実施要望があれば危機管理課に連絡をしてください。防災に関する講座を形づくるために支援をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 出前講座、何回か時間があれば出ておりまして、先日の防災士の方の講演も新しい気象の変わり方というので勉強させていただきましたが、なかなか分からない、1回では。私はそう思ってます。2つほど再質問しますが、こんなときあなたならどうしますか。広島自然災害体験VRというのがあると思うんですが、家の中と外での雨の音の違い、地震での災害、災害の予兆、「もし避難しなかったら」というので動画があると聞いております。動画の主人公になったつもりで視聴する作品だそうですが、貸出し研修はどのようにできるのか、お答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（辰川勝則） 広島県がつくったVRの動画だというふうに思います。こちらについては今年度出前講座をされているところの要望がございましたら、広島県のほうからお借りをして、その自主防災組織さんの出前講座の中で体験をしていただきます。実際私も使ったことがあるんですけども、こういったものはめて、家の中で水害が起きてどんどん水があふれてくる。あるいは地震が起きて家具が倒れてくるとか、あるいは広島市内の電車通りのほうに電車が走っているという想定の中で、南海トラフ沖地震が起きたときに、水がザーッと寄せてくるというような結構心臓に悪いような動画もございます。でも、非常にこれは怖さを感じると同時に、防災意識を高めるというためには非常にメリットがある道具だろうというふうに思っていますので、これから自主防災組織の中で、こういった出前講座をされるというのであれば、ぜひ私どものほうに言っていただければお貸しすることはできます。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 今の動画ですが、なかなか行政のほうから、これがあるよというのはお聞きしてないんですね。もう少しPRをしていただきたいというふうに感じております。それから最後ですが、これは返答は要らないと思いますが、ある地域で、これからの防災体制について勉強会がありました。私も参加をしましたが、高齢者の中から、これからの防災について、従来の指示系統の組織的なアプローチに加えて、平時からの信頼関係を基本としたネットワークが、自主防災モデルが必要なことの話がありました。具体的には、単なる知識の習得ではなく、平素から地域や行政、NPOなどとの関係性をつくるというようなお話がありました。誰も

取り残さない地域へのふだんのつながりを大事に災害の支えとなるよう心がけていきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。４時１５分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 ４時 ０３分 休 憩

午後 ４時 １６分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。お諮りします。次の質問者の質疑が１７時を回りましても会議を進めますので、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしということでございます。１番、亀岡議員の発言を許します。

○１番（亀岡純一） １番、亀岡純一です。今回は、森林資産を守り活かす方策について質問します。近年、全国的な課題として森林を手放したい森林所有者が増えているようですが、この件について、今年度から北広島町として取り組もうとしている山林の寄附採納による森林集約化に関連した質問となります。さて、本題に入る前に、先日私がインターネット上で注目した記事の一つ紹介させていただきます。それは「データで読み解く一次産業のリアル」と題して、日本の食料自給率は３８％、農業就業人口は２０年で半減した。それでも一次産業は１億２０００万人の暮らしを支えているという見出しから始まっていました。そして１億２０００万人の食べるを支えている日本の農業は、毎日の食卓をつくる最前線だというわけです。また、国土の６７％を守り、水を蓄え、ＣＯ₂を吸収する森林、林業は、この国の環境インフラそのものだ。さらに、世界第６位の排他的経済水域から新鮮な海の恵みを届け続ける日本の漁業は、海洋国家の根幹を担っている。あるいは、安全で高品質な肉、牛乳、卵を３６５日届ける日本の畜産は世界が認める食のブランドだ。こういう言葉が続き、私はこれに心を打たれました。受け止め方は人によって違うと思いますが、一次産業は将来にわたって、この国の人々の生命と生活を守る上で、いかに大切であり、維持していくべき重要な産業であり、さらには誇りを持って従事すべき仕事だということではないでしょうか。このような視点を持って考えることで、先行きが心配される日本の一次産業にも希望を見いだしていく糸口がつかめるのではないかというふうに私は感じています。こと林業に関しては、日本全体の森林率が６７％、北広島町全体では８３％、芸北エリアに限れば９３％でありますから、今後町として、これを大きな資産と捉え、守り、活かす方策を真剣に取り組む必要があるのではないかと。そういう思いを強く持って今回の質問をしてみたいと思います。まず、森林経営管理制度に関する質問です。平成３１年４月に施行された森林経営管理法を説明してください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林経営管理法でございますけども、これは市町村が森林所有者から経営管理権を取得しまして、適切な森林管理や林業経営をするための仕組みを定めた法律でござ

います。目的としましては林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進いたしまして、森林の多面的機能、防災、水源かん養、生物多様性などを維持することにあります。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 平成31年ということは、今から7年前にできた法律ですが、その背景には、全国的な林業の衰退から長期間にわたって十分な手入れがされない山林が増えたことにより、大雨が降ったときには大規模な災害にもつながりやすい。そういうこともあって、国土を保存するために国が動いたのだらうと思います。このときから、全ての都道府県、市区町村に対して森林環境譲与税という地方譲与税が配分されるようになったということでもありますよね。確認です。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員言われたとおりでございます。少し補足いたしますと、森林経営管理法の設立を受けまして、温室効果ガス排出削減目標の達成でありますとか、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立いたしまして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） それでは、この法律に沿って進めてきた北広島町の事業の概要について教えてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 北広島町では森林環境譲与税を活用いたしまして、令和元年度より森林所有者への意向調査を行いまして、町に経営管理を任せたいとの回答の方の森林につきまして経営管理権を設定いたしまして、意欲と能力のある林業事業者のほうによります森林経営の提案により、適切な森林経営を実施している状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 今の答弁の中で、町に経営管理を任せたいという回答された方についてのその森林について、適切な森林経営に結びつけていくという、そういう施策ですね。では、この意向調査の中には、町に経営管理を任せたいというほかにはどういう選択肢があったのか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この意向調査、アンケート形式で行いますけども、その確認方法としては、まず町に経営や管理を委託しますか、それとも自分で管理いたしますか、自分でほかの人に管理を委託しますか、その他というふうになっております。新たに直近の意向調査におきましては、「手放したい」を加えて、そういった意向調査をしている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） そのような意向調査をこれまで行ってきた上でのことであるということでもあります。これまでの取組の結果を、町としてはどのように受け止めておられるのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） これまでの結果でございます。令和元年度から令和7年度までの成果につきましては、調査範囲につきましては2382ヘクタール、3781筆、そのうち町への管

理委託希望者につきましては1168ヘクタール、1972筆の状況でございます。約5割の方が森林の維持管理について困っておられまして、所有者に代わって町が森林の経営管理を行うことによりまして一定の成果というふうに認識しております。しかしながら、手放したいでありますとか、町に引き取ってほしいといった所有権の移転意向に対しましては現状では対応できてない状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の数字を聞いてびっくりする内容であると思うんですけども、森林の維持管理について困っている方がまさしく5割、半数の方が森林の維持管理に困っているという現状があるということがよく分かります。要するに山林を持っていた、ある意味負の遺産だから手放したいと、そういう方も多いということだと思っておりますが、町としては、それを今後どのような施策に展開、または反映していこうと考えておられるか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほどの答弁に少し誤りがありましたので、訂正をさせてもらいたいと思います。町への管理委託希望者、先ほど筆数は1972筆と答弁いたしましたけども、1977筆が正しい数字でございます。修正をよろしくお願いいたしますと思います。併せまして、それを今後どのような展開ということでございますけども、意向調査を実施する上で重要なことは境界の明確化でございます。今後も引き続き、意向調査を実施するとともに、境界明確化事業につきましても並行して行っていきたいというふうに考えております。また要望の多い山林を手放したい方への対応も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 山林を手放したい方への対応、この点についてはまた後でお聞きしたいと思います。それから答弁の訂正、1972筆ではなくて1977筆ということですね。大勢には変わりない。まさに半数の方が維持管理に困っているということでもあります。次に、相続土地国庫帰属制度に関する質問です。令和5年4月から開始された相続土地国庫帰属制度について法務局の管轄かと思いますが、これについて説明願えますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 相続土地国庫帰属制度でございますけども、これは相続や遺贈で取得した土地を一定の条件の下で国に引き渡せる制度でございます。令和5年の4月27日に開始されて、土地の管理負担や所有者不明土地の増加を防ぐ目的で創設されたものでございます。条件のポイントといたしましては、1つ目としまして、相続した土地だけを国に引き渡せる。2つ目としまして、どんな土地でも引き取るわけではない。それから3つ目といたしまして、手数料、負担金が必要。それから4つ目といたしまして、境界が明確で、管理に過大な費用が生じないものなどが挙げられます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 幾つか上げられた条件というものはあるということでもありますけれども、相続で受け取った土地について、私は要りませんよということであれば、国のほうにそれを返すといいますか、国のものにしてもらうことができると。そういう制度ですね。その条件の中に、手数料プラス負担金が必要という内容がありましたけども、これは何のためにどのくらい必要なのでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

- 管財課長（高下雅史） 法務局に申請の際、手数料、負担金が必要ということで、これ何のために必要かということでございます。こちらにつきましては法務局のほうで、その土地の調査をする中で必要になってくるものでございます。1筆当たり手数料が1万4000円で、原則筆数に対して引き取る際には1筆20万円というものが法務局のほうのホームページのほうに上げられております。以上です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 管財課長に答えていただきましたが、法務局のほうのホームページに出てるということでありました。実は私も森林の場合、実際これを、この制度を使って国に返そうと思ったら、どのぐらいの手数料が要るのかなと思って算定式というのがホームページに出ておりまして、この算定式を使って計算してみたところ、いわゆる1町歩の広さの山林に対する、これは負担金でありますけれども、計算すると約37万円が必要になってくると。これは何町歩もある山だとかなりかさんでくるということになるわけで、なかなかこの制度を使うのは難しい、ハードルが高いのではないかなというふうに思いました。この土地の種目が森林の場合、土地もいろいろ種目がありますけれども、森林の場合の適用要件についてどのようになっているか、お伺いしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 森林も他の土地と同様に一定の要件を満たせば、負担金を納付すれば国に帰属も可能とされております。ただし、森林は宅地や農地よりも審査が厳しく承認率が低い、約18.6%の状況でございます。不承認の理由といたしましては、1つ目といたしまして、国による追加整備が必要、例えば間伐されていない人工林でありますとか、標準伐期齢に達していない天然林等はこういった該当になります。それから境界が不明確。それから崖災害リスク、工作物の存在などが挙げられることがございまして、他の土地よりも承認率が低いというふうな状況になっております。以上です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 今幾つか条件を上げていただきましたけれども、この制度の運用に際して町として関わるということは実際あるのでしょうか、お伺いしてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） ご質問のありました、この制度に関わる関係でございますが、管財課のほうで耕地部について、耕地部のこの相続土地国庫帰属制度について法務局のほうから管財課のほうに照会があり、管財課のほうから各課に照会し、こういった事業の対象地でないかどうかという確認をしているような状況はございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） では申請をすると、法務局のほうから管財課のほうに連絡が来て確認されるということですか。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） はい。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） そういったことをも含めて、この制度に関して相談をしたいよということであれば、恐らく法務局へ直接聞けばいいんでしょうけども、町のほうでもその相談に乗ってもらうことはできるんでしょうか。

- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） こちらの業務は町のほうでは受け付けておりませんが、広島法務局、こちら本局になりますが、こちらの総務課の相続土地国庫帰属制度の相談窓口のほうで受付をされております。以上です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 法務局へ相談してくださいということですね。町内でのこの制度の運用実績についてお聞きしてみたいと思いますが、どの程度あるんでしょうか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） あくまでも森林のことでございますけども、森林については現在ない状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 耕地部につきましては現在2件照会がございました。以上です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 申し訳ありません。先ほどから出てる言葉、用語ですけども、コウチ部にいてちょっと説明。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 耕地部の耕地ですね。耕す地です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 次の質問になりますが、先ほどから手放したい、相続は受けたけども手放したいという土地があったりする場合、経営放棄をされ、もう既に経営放棄されたとか、あるいは経営放棄されそうな森林に対して北広島町としての取組について質問します。後でお聞きしますといった内容です。昨年の9月議会で、意向調査によって町に預けたいという方の山林を町が引き取ることにについて検討していると。それは町有林として引き取るという旨の答弁を受けましたが、この件については現在どうなっているのかをお伺いします。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 町などへの山林の引受けの相談は年々増加しております。これらに対応すべく、町によります無償引受けの山林の寄附採納制度について本年度取り組みます。この寄附採納につきましては、寄附申込みを審査いたしまして寄附行為を決定する制度でございます。この制度は森林の経営や管理が困難となった民有林の森林所有者から町が寄附採納を受けることによりまして、適切な管理により森林の有する水源かん養機能などの低下を防ぎ、災害防止や持続可能な森林経営の推進に資することを目的としております。まずは令和5年度に意向調査いたしました芸北地域の一部をモデル地区といたしまして、無償での引渡しの再意向調査を7月より実施する予定としていただいております。以上です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） モデル地区として今年度取り組むと。そしてこの7月から、今月議会を終えて、来月から再度意向調査をするという話でありました。その後の流れについては、どのように今のところ考えておられるのかについてお伺いしたいと思います、どうでしょうか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） とにかく新しい制度でございます。また全国的にもまだ取組も少ない状況でございますので、まずは今年度モデル事業として実施いたしまして、次年度以降はそのモ

デル事業の中でいろんな課題が出てくると思います。そういった課題を整理いたしまして、次年度以降につきましては計画的に町内一円にて実施できるよう、制度設計及び実施体制を整備していきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 踏み込んでお聞きしますが、今年度のモデル地区として実施する範囲というのはどの程度の広さを、分かれば。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本年度モデル地域につきましては、芸北地域におきまして令和5年度に意向調査した箇所でございます。具体的には芸北地域の荒神原、中祖、橋山地区の一部を実施する予定でございます。面積につきましては、まだ変わるとも思いますけども、378ヘクタール、筆数は477筆、人数につきましては約200人程度の予定でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） これは再度意向調査するということでありますから、実際はどの程度になるかというのはそれからだと思いますが、この山林の寄附採納制度ですね。これは手放したいという方の山林を町に寄附していただいて町有林として活用していこうということで、かなり先進的な取組ではないかと思うんですが、今回検討するに当たって岡山県の美作市と鳥取県の日南町に視察に行かれたというふうにお聞きしましたが、これは今議会の全員協議会で説明を受けた内容ですけども、その視察の内容についてどんな状況だったか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員言われたとおり、先進的なところでございますので、まずは近隣の市町で実施しているところを視察したところでございます。視察先におきましては、その目的でありますとか事業内容等についてを学んだところでございます。両者に共通するものにつきましては、取組のきっかけでございます。山林の関心が希薄になる中、所有者不明林の増加、それから森林の適正管理ができてないことは、森林の持つ公益的機能の低下につながるものが行政課題であるということでございます。山林所有者の方の期待や興味は高く、手続など伴う課題は多種多様であり、かなりご苦労されていることを聞いたところでございます。また、これらの課題解決には庁舎内の連携、こういったことも不可欠であるということをお話を聞いたところでございます。重要なのはしっかりとした将来ビジョンを描き、その達成に向け、いかに戦略的に実行するかということをお伺いしたところでございますので、本町も本年7月から取り組みますけども、こういったとも踏まえながら、また庁舎内の連携もしっかりしながら進めていきたいとは考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） さすが、やっぱり視察に行つて研究されてるなというのはよく分かりました。初めての取組でありますから、様々な超えていけないといけない内容もあるかと思うので、その辺一つ一つ固めながら進めていただければというふうに思います。さらに今後の方針についてお答えいただければお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今後の方針につきましては、先ほども答弁いたしましたけども、モデル

事業、まず実施いたしまして、まだ実施に当たって様々な課題が今後出てくることも想定しておるところでございます。そういった課題を整理しながら、一つ一つ整理して、次年度も、次の意向調査といいますか、そういったところも戦略的に考えながら進めていきたいと思っております。いずれにしても、本議会で説明させてもらいましたので、7月以降、また意向調査の実施、再意向確認でございますけれども、そういったことを実施しながら、また問合せも多分多数あるんじゃないかということも想定されておりますので、丁寧な説明をさせてもらいたいと思います。あくまでも寄附が目的でございます。森林の整備、森林を正しく管理していく、そういったところが目的でございますので、その辺のところを丁寧に説明させてもらいながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） そうですね。その辺の目的はしっかりと明確にした上で進めていただきたいと思いますし、繰り返しになりますけれども、かなり関心が高いといいますか、皆さんが困っている内容でありますから、これについて皆さんの思い、願いといいますか、実情、事情をよく聞きながら、丁寧に進めていただければなというふうに思っております。また、全国的な今後展開にもつながっていく内容になるというふうに思いますので、大いに期待しております。先ほど、ちょっと戻ります。管財課長答えていただいた国の制度について、相続土地国庫帰属制度についての町内での運用実績が2件あると言われた内容で、後で調べますと言いましたが、用語について教えてください。どういう字を書くのか、コウチ部という。ちょっとよく分かってないです。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 宅地でありましたり、田んぼであったり畑であったり、山林とは別に耕地、耕地部と申します。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） これで皆さんよく分かったと思いますので、耕地について2件ほど実績があったということですね。これはこのぐらいで置いとうと思います。最後の項目の質問になるんですけども、改めて町内の森林資源を今後町として大きな資産と捉えて、守り活かす方策というものを真剣に取り組む必要がある。そういう提言をしたいと思いますが、この点について、現時点での具体的な取組があれば教えてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町の森林資源の有効活用等につきましては、森林ビジョンを策定いたしまして取り組んでいるところでございます。この森林ビジョンにおきましては、森と暮らすまち北広島町を掲げまして、4つのテーマごとに将来の目標でありますとか戦略、施策を進めている状況でございます。森林資源の観点から言えば、素材生産のみならず、環境的価値、学びの場や観光的活用など様々な可能性があります。庁舎内での横連携、地域の取組など、地域の声を聞きながら、北広島町ならではの森林の新たな価値創出に向けて取り組んでいきます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 先ほど視察に行ったときに、しっかりした将来ビジョン、いかにしっかりとした将来ビジョンを立てるかということが大切だというふうに聞いて帰られたということでしたけれども、ちょうどといいますか、タイミングとしては、我が町としては、森林ビジョンを掲

げ、立てたところですね、これに合わせたように進めていけばいいんじゃないかなというふうに思いました。この提言に対する町長の所見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先般閣議決定された令和7年度森林・林業白書では、森林資源の循環利用に着目し、木材利用の拡大及び再造林の推進に向けた取組の方向性について述べられています。そうした中、北広島町では森林を適切に管理し荒廃しないよう山を守り、災害を抑止するとともに、森林の集約、集積を促進することで、森林資源の循環利用による産業の活性化、スマート林業など新たな展開に取り組んでまいりたいと考えております。亀岡議員の提言には大いに賛成であり、本町の面積の84%を占める森林の活用はとても重要であると考えております。具体的には、森林の寄附採納による集約化、公共施設等への積極的な町産材の利用、森林を活用した子どもの遊び場づくり、林業体験を学ぶ場などによる利活用など、多様な年代が森林資源と関われる事業を広く検討し、推進し、北広島町の豊かな自然環境を活用した町の魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 町長の森林に対する思いを聞かせていただきました。森林を大切に管理して、今回の制度を使いながら山林の集約、集積を進めていって、森林資源をまた循環させながら産業の活性化につなげていくという、そういうお話だったというふうに思います。今朝ほどから同僚議員の質問にもありましたように、農業では、いかにこの農地を守っていくかということが、もう10年、20年先に迫った切実な喫緊の課題であるというふうに本当に危機感を持って当てる必要があるというふうに思われました。林業分野でもそれは同様だと思います。私たちの親とか祖父の代であると思いますけども、50年、60年前に植林をしてきた先人から見れば、現状の山林を取り巻く環境や人々の山林に対する意識の変化というのは全く予想できなかったことではないかというふうに思うんですが、現代に生きる私たちの立場で考えますと、現状では、かつてのように木を切り出して家を建てる材に使うとか、子どもの養育費や教育費に充てるとか、嫁入り道具をそろえるとか、そういった植林をしたときの込めた思いとはまた違ったそういう使い方はなかなか難しい状況にあるかもしれませんが、町長の答弁にもありましたように、森林に対する新たな価値創造も含めて、これを守り活かすということにしっかり取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。なお、次の本会議は17日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 55分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~